

昭和四十六年六月十五日發行

萬葉學會

憶良歌卷から萬葉集卷五へ……………伊藤博(一)

サヨヒメ誕生……………吉井巖(二元)

五幡の坂……………山田弘通(四)

飛鳥淨御原宮……………吉永登(五)

—その位置をめぐって—

黄葉片々

平城宮出土木簡所見の文選李善注……………東野治之(六)

學會豫告……………(七)

萬葉

第七十六號

昭和四十六年六月

第七十五號目次

人麻呂集の皇子追悼挽歌……………渡瀬昌忠

—子松がうれをまたも見むかも—

坂上大嬢の越中下向……………大越寛文

殺目山寸考……………高橋重敏

みみらく考……………松田修

報告

萬葉通卷目次

筆者名による索引

# 憶良歌卷から萬葉集卷五へ

伊藤 博はく

## 一

現存萬葉集卷五をすなおに読むかぎり、前半（七九三～八八三）が旅人中心的で、あたかも旅人家集に依拠したかのごとき風貌を持ち、後半（八八四～九〇六）が憶良中心的で、あたかも憶良家集に拠ったかのごとき様相を示していることは、誰の目にもあきらかであろう。一方、卷五は、神龜五年から天平五年までの作を収めているのだが、この間の憶良の作品はその主要なものごとくが卷五に登録されており、他巻に在るものは、確実な作についていえば卷八の七夕歌他一三首しかない。しかるに、旅人の作品は、その重要なものがむしろ卷五以外に多く収録されている。

それで、卷五の核となった資料が何であるかをめぐって、古来、憶良家集説（憶良文箱説）と旅人家集説（旅人文箱説）とが対立し

憶良歌卷から萬葉集卷五へ

ている。前者は代匠記がとねたもので、その惣釈に、「これは憶良の集をかれたるに家持卿後にくはへられたるもあるへし」といつている。後者は芳賀矢一博士（「萬葉集卷五に就いて」心の花十九卷三号）によつてとなえられたもので、後半は後の追加とされつつ、「卷五は旅人卿の家には伝はつたもので、憶良の歌は奉った儘の体裁で其儘巻かれてあつたか、或は書写されてあつたものであらう。」といつている。この両説は、その後、筆録者・編纂者の問題を加えてきわめて複雑な様相を示し、あまたの異説を呼びおこすことになつた。注①

しかし、率直にいつて、われわれは、卷五形成の大綱は、先の代匠記惣釈の発言三〇字でつきていと信ずる。もちろん、その具体的な手続きにおいては私見と代匠記とは全く異なるのであるが、以下、その所以を開陳し、卷五形成の秘密をいささかなりと明らかにしてみたい。

二

卷五の前半が旅人中心的（旅人家集的）であることは誰の目にも明瞭であるといったが、それならば、その性格を明確に感じさせる歌群はどれかというに、次の三群を指摘することができる。

A 八〇六～八一二（旅人と都某人・都房前との書牘歌）

B 八一五～八五二（旅人宅における梅花の宴歌他）

C 八六四～八六七（旅人に対する都宜の書牘歌）

右のうち、Aが憶良と直接には関しないものであることについては問題がなからう。が、BCについては異説がある。

卷五即憶良手記説を最も強力に主張する萬葉集私注は、B梅花の序の筆者を憶良に擬する代匠記説を支持し、よって当然、梅花の歌三二首の後の六首（八四七～五二〥員外望郷の歌二首と後追和の歌四首）は憶良詠でなければならぬとしている。Bは、次の松浦河の歌（八五三～六三）共々都の宜に送られ、それに対してCの返書があったわけだが、論理の当然の帰結として、私注は、Bどもを宜に送ったのは憶良で、したがってCを宛てた相手も憶良だと主張している。

しかし、これは無理だろう。梅花の歌三二首は、賓客たちの歌（八一五～二一）・主人旅人の歌（八二三）・主人側に立つ相伴接待

役たちの歌（八二四～四六）という構成になっていて、旅人側控えの資料たる相貌をはっきり示している（吉永登『萬葉』）。宴歌が、原則として主催者側（おそらく側近）において記録せられるものであることについては、萬葉集末四巻の原形態を考察した折に述べたが（専修人文）、今の宴において、憶良はあくまで賓客の一人でありその歌はもちろん賓客歌群の中にある。序の案文・歌の筆録者は萬葉集注釈に説くように、かならずや旅人の側近（侍史）であったにちがいない。侍史は序と歌稿をもちろん旅人に献上したのだが、序はその時大幅に添削されたことだろう。とすれば、序と三二首と続く歌六首は、最少限度、旅人とその側近たちのあいだでなされたというところまでは追いつめることができる。梅花関係歌六首に憶良は直接にはかかわっていない。Bを宜に送ったのは旅人であり、そうであれば、Cを宜が宛てた相手も旅人である。これは今日の通説であるといっているが、こうして、BとCとが何はさておき旅人側控えの資料としての相貌を露呈し、よってそれが卷五前半の旅人中心性（旅人家集性）に深くかかわっていることは否定できないだろう。

今、かりに、このABCを、卷五前半から除外したらどういふことになるか。作品保管という面から見ると、前半は、一転して憶良中心性（憶良家集性）に傾くことを知る。

A B Cを除く巻五前半の歌群は、次の三つに分類される。

(一) 憶良の作だけで自立するもの（神亀五年七月二十一日嘉摩郡撰  
定作八〇〇～五・鎮懐石歌八一三～四）

(二) 憶良の作が相手作を持ちそれと共存するもの（謹上歌群七九三  
～九・八六四～七を除く八五三～七〇・八七一～八二）

(三) 三嶋王の歌（八八三）

このうち、三嶋王の歌は、作者の素姓も作歌年月も不明な短歌一首で立つもので特殊な性格を感じさせる故、考察を後に譲ることとし、今これを除いて観望するに、(一)(二)のうち、憶良作のみで自立する(一)が、残された前半歌群の憶良中心性（憶良家集性）に大きく参与することはいうまでもない。

中でも、鎮懐石歌は、确实には目録によつてはじめて憶良の歌であることが認定できるもので、署名もなければ日付もない。巻五にはいわゆる無署名歌や日付なき歌が散在するけれども、その双方がない作はこの一群だけである。一群は、それ故になぜこの位置を占有したのか手懸りが皆目つかめず、巻五中きつての奇怪な存在を示している。目録が何を根拠にしてこれを憶良のものとして認定したかは別に問われなければならないけれども、それが憶良家集（憶良手記）に在ったとすれば、この怪奇性は自然に消える。自己の手記中に物を蔵するばあい、署名や日付を記さないことはままあることだ

からである（巻十九など参照、また専ら（修人文論集五拙稿参照））。

一方、嘉摩郡撰定作は、その第二作子等を思う歌と旅人の讃酒歌との関連を通して旅人とかかわりが説かれており（高木市之助『古文』）、いささか問題が残るけれども、それが巻五において示す形を信ずるかぎりでは、その自立性の故に、憶良中心性（憶良家集性）を強調する側に立つとしかいいようがあるまい。

これらに対して、(二)の群はどうか。われわれの見るところでは、これも、憶良中心性にとって何ら支障のない歌群と考えられる。だが、その相手はいわれているように旅人だと信ぜられる。とすれば「謹上」（「上」とも）とあるところの旅人を相手とするものは、旅人側にあつたと見るのが常識でないかという反論が浴びせられることは目に見えている。

現に、芳賀博士の見解自体がこの反論の上に構築されたものであつた。この反論は、今日、まさに常識化されており、たとえば、近時、稲岡耕二氏（『萬葉集巻五の編纂に就いて』上代文学二三号）は、憶良作に「上」とある作は、前半後半にかかわらず当然相手側に保管されていた資料であるとして、次のような巻五形成論を展開された。

八〇〇～五（嘉摩郡撰定作）・\*一五二〇～二（巻八、七夕歌）  
・八一三～四（鎮懐石歌）・\*一五二三～九（巻八、七夕歌）・\*一五三八～九（巻八、秋野の歌）・八八四～九一（大伴熊凝関係歌）

・沈痾自哀文ノ九〇三——以上の作品群のみが憶良から出たところの卷五第一次資料であり、それはすでに「雑歌」の部立によって統一されていた、ところが、後、この群から卷八へ切り出したもの（\*印）を除いた部分に、旅人側その他からの第二次資料が大幅に補入されて今日見る卷五が出来た、現存卷五が日本挽歌などを含みながら「雑歌」と銘打たれている所以も、これによって解くことができるというのが、その結論である。

まことに見事な考察で、啓発されるところが多い。とくに卷五の全体にわたって資料の「復次性」を考え、原資料からの切り出し歌のことにまで思考をめぐらせたのは氏が最初で、この研究の持つ史的意義は重い。だが、それにもかかわらず、「上」とあるが故にその歌がおしなべて相手側にあつた点については再考の余地がありはしないか。

というのは、萬葉歌における歌稿保存の様相を追究してみるに、家持らの書牘歌その他において、何らかの控えの存したらしいことが知られるからである（専修人文論集五拙稿）。このことは、専門的に歌作にいそしんだ人々については古今を問わずいいうるはずで、萬葉集においても、そのことを考えなければ、非略体人麻呂集以下数多くの私家集の形成は考えられない。

現に、卷五においても、梅花の歌と松浦河の歌とは、旅人から都

の宜に送られたものであるが、このうち、松浦河の歌は憶良にも送られている。旅人に松浦河の歌の控えなくして、同じ作を所の異なる別人に示すことはできないはずである。また、卷五の冒頭歌は、都の某「両君」に送られたが、別個に憶良にも示されたことが、旅人作・憶良作の漢文を対比することによって知られる（文学四四年二月号拙稿）。これも送ったものに控えのあつたことの確例であることはいうまでもない。

それだけではない。同じことを窺わせる例が、憶良自身に、それも「謹上」の作にある。好去好来歌（八九四ノ六）がそれである。その末尾に

天平五年三月一日良宅対面献三日 山上憶良

とある一文は、この歌が、相手広成側にあつたものに拠つたのではなく、憶良控えの資料に基づいたものであることを端的に示している。広成に送つたものの末尾に、一日に「良宅」にて広成に對面し三日に広成に「献」じたなどと、ことさら記すはずがない。「良」の略称が憶良側自記を示す言葉であり、したがって「献」もまたそれにかかわることも忘れてはならない。

萬葉人の書牘歌は今日の実用的な書簡文と違う。それは「作品」を相手に送るといふ面を常に帯びる。それ自体が一つの文学的営為だったのだ。送る方にも「物」が控えられていたことを広く考える

方が、上代的にも常識というものであろう。

といつても、例外をまったく考えないわけではない。卷五卷末「古日に恋ふる歌」（九〇四―六）は、おそらく憶良歌にちがいないと思われるのに、憶良の手許から離れてしまったものと覚しい。それが手許にあったものならば、末尾の左注のごとき文章が物され、あきらかに別途資料からの増補であることを示すはずはないからである。だが、例外はどこにもある。われわれは、萬葉時代における歌稿保存の趨勢を見失わなければ、それでよからう。

ちなみに、先刻論じた嘉摩郡撰定作は、その第二作と讚酒歌をめぐる高木博士の説によれば、実際には、同じ日付の謹上歌日本挽歌群に付せられて旅人の許に送られたことを考慮すべきかもしれない。もしそうだととしても、物は、他の憶良の謹上歌と同じ道理で解けるのであるから問題は無い。稲岡氏は、この撰定作については資料の共有性を考えられ、それに注された「一云」のごときは旅人側資料による校合であろうと論じている。卓説である。しかし、これをそうとし謹上歌群をそうでないとするのは論理的矛盾というべきでなからうか。<sup>注②</sup>

以上のように見てくると、ひとり前半のみならず卷五全体の謹上関係歌——この種の歌は憶良に限定される——は、憶良側にも蔵せられていた可能性が十分にある。このことと、鎮懐石歌の既述の憶

良中心性や可視的な面での撰定作の自立性とを繋ぎあわせるならば、ABCを除く卷五前半の歌群は、おしなべて憶良中心性（憶良家集性）に転身するといつてよいだろう。特殊な三嶋王の作を除けば、その作のすべてに一貫して憶良がかかわるといふことも、憶良中心性の推定にとって重大であることはいうまでもない。また、これは、卷五即憶良手記説の側からすでにいわれていることだが、その憶良作の署名に常に「姓」が略記されていることは、この見解にとつても、有力な現象であるといつてよいだろう。

ただし、論は、それだけでは確実ではない。鎮懐石歌を除く憶良側歌群の一切は、その相手と見られる旅人側にも蔵せられていた可能性があるのだから、鎮懐石の歌をかりに除くならば、今度は逆にABCの在りかたに規制されて、前半の歌群は一転して旅人中心性（旅人家集性）に傾いてしまう。つまり、卷五前半は、そのみを眺めるかぎりでは、ついにどちらの資料に拠ったとも確言しえないおそれがある。

そこで、われわれは、眼を転じて、卷五の後半を観察する必要がある。

### 三

別途資料に基づく増補であることの明瞭な「古日に恋ふる歌」を

除いて巻五後半を考察するに、それが憶良中心性（憶良家集性）を露呈する歌群であることは、古くからいわれているようにきわめて見やすい。

まず、好去好来歌が憶良手控えの資料によったものであることがその左注によって動かしがたいことは先に述べた。つぎに、貧窮問答歌は、その末尾に「山上憶良頓首謹上」とあるだけで相手が誰かは確認できないものの、前節の論理を適用すれば、最少限度、憶良側・相手側の双方にあった歌稿と断ずることができる。しかして、好去好来歌の在りかたによれば、それに規制されてこれも憶良側資料に基づいたものと見なしえよう。後半の最初に位置する熊凝の歌も同じ道理で解くことができる。この群は、

大伴君熊凝歌二首 大典麻田陽春作（八八三〜四）

敬和<sup>レ</sup>為熊凝述其志歌六首并序 筑前国守山上憶良

（八八五〜九一）

のように、陽春作と憶良追和作とによって構成されている。ところが、「敬和」の語が明示するように、憶良追和作は、陽春から示された二首に和した上、陽春に送り返されたものである。いうならばこの「敬和」は、相手が旅人であるならば「謹上」となるはずのもので、これは、本質的には前半の「謹上」歌と変わりが無いといえる。とすれば、熊凝に関する歌もまた陽春・憶良の双方に蔵せられ

た資料であったということが、原理的にいえる。しかして、この歌群も、好去好来歌の在りかたに引きづられて、直接には憶良側資料によったと見なすのが穏当であろう。

「敬和」の熊凝関係歌や「謹上」の貧窮問答歌にしてそうであるならば、沈痾自哀文以下の漢倭混淆の連作が、憶良側以外の資料に基づく歌群であるはずがない。なぜなら、この連作は、冒頭に「山上憶良作」と記し、最後に再び「天平五年六月丙申朔三日戊戌作」と記すもので、それが憶良手許の保管であったことを端的に示しているからである。もつとも、憶良に示した陽春の熊凝歌二首の脚注には「大典麻田陽春作」とあった。よって、「作」とのみあるから相手が無いとは断じえない。しかし、物は、その制作の最も根源的なところでわが心のもう一人の自己を相手どって綴られたことをその文体に示している。死に隣接する憶良が、その術すべもなき人生を清算することを志向する遺書の歌々めいたものを内面に漂わせている（専修国文）。誰かを、おそらくは旅人の幻影などを追いながら、さらに後生の目をも意識しながら綴られたということもまた一方で考慮すべきかもしれない。いな、作なって現し世の誰かに披露したことさえあったかもしれない。しかし、「作」「作」の示す自立性が何はさておき作品の内容と調和していることは重視しなければならぬ。加えて、何にしてもこの作には他人の「和」がないし、



先刻参考にあげた「陽春作」というのも、実は後に述べるように憶良の筆と思われる。一群こそは、全体憶良自身の保管を最も強く感じさせるものである。とすれば、この連作のありかたは、一挙に前三歌群を憶良側保管の範疇に封じこめてしまうといつてよい。しかも、逆に、前三歌群の中に、好去好来歌のごときが含まれているとあつてはなおさらのことである。

卷五後半は、こうして、純粹に憶良中心的(憶良家集的)であり、それが憶良側から出た歌群であることがはっきりしている。だが、そうであるからといつて、それが歌卷うたまきであつたということには直結しない。「歌卷」(つながれたもの)であつたのか、それとも「文箱」(断簡の寄せ集め)であつたのかについては、また別途の証明がなされなければならない。

この課題の解決をめぐる鍵を握るのは貧窮問答歌である。この歌は、先にも述べたように、日次も相手も不明である。憶良の「上」「和」関係の歌の中で、日次も相手も不明なのは貧窮問答歌ただ一つである。その点、これは、鎮懐石歌に継ぐ奇怪な姿勢を、卷五において示す。稲岡氏は、その相手を房前と見る説に従い、房前の手許にあつたものが子の八束などの手を通して家持にもたらされ、やがてこの位置に補入されたのであろうと説かれた。しかし、かような日次不明歌がいかなる手懸りによつてこの位置を占めたか、この

見解では説明できない。

答えは簡単である。旧稿(專修国文拙稿)で一案として述べたことだが、事の秘密は、この配列を本人憶良の操作と見ることによつてのみ無理なく解決される。いいかえれば、元来、卷五後半が、そのまま憶良自身の手による「歌卷」として巻かれていたもの、あるいはその一部を構成していたものであつたが故に、貧窮問答歌の、この位置の平然たる占有がありえたのだ。つまり、貧窮問答歌の奇怪な姿勢は、より以上奇怪な姿勢を示して存在する鎮懐石歌を説いたのと同じ論理で解決することができるのであつて、歌のかようなありかたが「家集性」「歌卷性」を強く訴えて立つものであることについては、これまた先掲拙稿(專修人文論集五)において詳説した。

こうして、右のような貧窮問答歌のありかたに、好去好来歌の「天平五年三月一日良宅、対面献三日」という一文を関連させるとき、一文は、後半が元来「憶良歌卷」(おくらうたまき)であつたことの保証にも加わることになる。「歌卷」中のもものとして見るとき、これは、備忘の姿ばかりでなく第三者への目があることを示すようになるし、一方、憶良自身の整理を告げるかのような文章は、まとめられた「歌卷」の中にあつてこそ一層自然だからである。

沈痾自哀文以下の連作における反歌に、「去神龜二年作之。但以類故載於茲。」(九〇三)とある脚注もまた同様である。一文は、

憶良がみずからの歌稿を整理したことをまぎれもなく示しているが、かような整理が憶良自身において可能であったのは、少なくとも神亀二年頃からの「歌箱」が憶良にあったからに他ならず、そして、かような自注を、原則的には「我」を相手とする作に残したということとは、貧窮問答歌の様相ともかかわって、一連がかなり整備された歌巻の一環を担っていたことを物語る。それだけではない。一文は、憶良における歌稿整理の対象が少なくとも神亀二年ころの作にまで及んだもので、したがって「憶良歌巻」の上限が筑紫以前の時代にもさかのぼるものであるという重要な事柄をも伝えている。

さて、ABCおよび三嶋王の一首をかりに除いた巻五前半は、憶良中心性（憶良家集性）の歌群と見ることが十分にできた（前節）。このことと、「古日に恋ふる歌」を除く巻五後半部が、元来、「憶良歌巻」乃至その一部であったということとを結びあわせるならば、一体どういうことになるか。ここに、ABCや三嶋王の歌を除く巻五前半部が、後半の性格の規制を受け、それと相たずさえて、より長大な「憶良歌巻」の復元に参与することは歴然としている。このばあい、鎮懐石歌を除いた際に旅人中心性（旅人家集性）に転ずるところの前半は後半と無縁になってしまいうわけで、「かりに除く」としたときABCどもを除外する方がずっと自然であること

を見逃してはならない。ABCどもと鎮懐石歌とを比較するに、前者は、日付や内容等によって、そこに切り継がれべき手懸りをはつきり示している。しかるに、後者は、すでに述べたように日付も署名もなくその手懸りがまったくつかめない。この一事をもつても、「かりに除く」としたら、ABCどもを対象とすべきであることは自明である。神亀五年以降の巻五時代の憶良歌が大部分巻五に収録されているのに、同じ期間の旅人歌が主要なものの多くを、むしろ他巻に、「若干の系統を立てて分属」（私注）せしめられていることも、後半の規制を受けるべきものがABCどもを除く部分であることを告げる。

考えてもみるに、後半をそれほどに丹念に保管していた憶良が、それ以前に限って歌稿保存に無関心だったとするのはいたく不自然な思考である。最少限度、神亀二年（七二五）、都にあるところから歌稿保存に執着しはじめ、かつその実践を営みつつあったことは、先に見た。かの『類聚歌林』の編纂は養老五年（七二一）以降東宮侍講時代といわれており、憶良における歌作の転機と自歌巻への志向がこのころにあったと推定することはたやすい。事実、古撰の巻一・二や人麻呂集にすでに定着し終わっていたと見られる遠い昔の一、二の作（一七一六・六三・一四五）を除けば、憶良歌は、養老七年（原文「八年」は一往「七年」の誤りと見る）から継起的に

現われるようになる。そして、神龜五年（七二八）、筑紫での旅人との出会いがこの憶良に一層の拍車をかけ、憶良の歌人としての歩みが本格化した。一方、卷五時代より後に詠まれた憶良歌はたった一首（九七八）で、しかもそれは、見舞客を枕頭に置いての「口吟歌」である。時間的にこれが憶良の辞世歌となっただけでも、死を認識しつつ深刻に構想し冷静に脚色した、かの〳遺書の歌〳とこれとでは質がちがう。口吟歌がその歌巻に収録されなかったのは当然といえよう。口吟歌は「憶良歌巻」完成後の詠出だったのだ。〳遺書の歌〳どもは、まさに、内容的にも外形的にも私家集「憶良歌巻」の卷末歌として見事な完結性を示している。

どうやら、おそらくは、養老七年歌を巻頭とし〳遺書の歌〳を巻末とするところの「憶良歌巻」、もちろん、かのABCどもを除く卷五の作によって主体を占める「憶良歌巻」が、憶良によって巻かれていたことは確実といってよく、現存卷五は、この「憶良歌巻」を第一資料（第一次資料ではない。念のため。）として形成されたものと信ぜられる。

それならば、卷五編纂にさいして旅人側資料その他はまったく用いられなかったかというに、そうは思われない。卷五巻末の所属不明の資料に基づく古日に恋うる歌が物語るように、卷五形成にあたっては、できうるかぎり他の資料も用いられている。旅人側資料が

むぎむぎと捨てられたとは思われぬ。いってみれば、現存卷五は、「憶良歌巻」（憶良側資料）を第一資料とし、それに、旅人側その他の諸資料を第二資料として同時に併せることによって成ったものにちがいない。ちなみに、旅人側資料どもは断簡であったと見える。旅人側資料は他巻にも多数、類をもって分属せしめられており、旅人側以外の他資料は卷五においてそう多くないからである。

右のように資料の併用を考えるばあい、「憶良歌巻」から追い出されて他巻に継がれたものもあつたらうことは、稲岡氏も論ぜられたように当然考慮すべきである。が、このことはしばらく措くとして、別資料の復次的な「繋ぎ合わせ」ではなくて、その同次的な「併用」を全体にわたって考えるなら、双方重複して異同のないものは、形式的には第二資料の方が捨てられたわけで、このばあい問題になるのは、「重複しないもの」と「異同のあるもの」とに限定されるはずである。

前半のかのABC群はまさにその「重複しない歌」の典型だったのであり、旅人側資料を併用したとき切り継がれたのでないか。三嶋王の歌も同様だと思ふ。卷五の構造・用字法の上から、この歌の家持増補を最初になえたのは橋本達雄氏（「萬葉集卷五の筆録者二六）であつた。一首は、旅人・憶良の共有資料と認められた佐用姫関係歌（八七一―五）に和したものであるから、相手は旅人か憶

良でしかありえない。三嶋王その人の具体像が不明な今日でははつきりしたことはいえないけれども、題詞が巻頭歌共々巻五において異例で編者の操作を思わせること（稲岡先）、皇族関係者の歌たることを具示する作は巻五においてこの一首だけで特殊であること（古典大系本萬葉集巻五解説）、旅人の方が先に帰京し身分からしても三嶋王との関係が考えやすいこと——等々の理由を加えると、橋本説はやはり動かないだろう。

結局、「重複しない」が故に、別資料から併せられた作は、A B C群（旅人側資料）・三嶋王の歌（旅人側資料）・古日に恋うる歌（所属不明資料）の五群で、しかもそれらは、巻五形成時に同時に継がれたものと考えられる。

一方、巻五には「一云」の注記を持つ歌がいくつかある。物は、旅人歌（八五二）と憶良歌（八〇四・八六九・八八七・九一）に限られ、加えて、そのすべてが共有資料とわれわれが認めた作のみである。単独資料と認められる作には「一云」は一つも登場しないわけである。この不思議な現象は、嘉摩郡撰定作などについて稲岡氏が指摘されたように、資料が重複して異同があった点に由来するところの校合の結果を示すものであるまいか。もちろん、例外がないとはいえないかもしれぬ。だが、そう見れば、右の不思議なかたよりは一挙に解決される。具体的にいえば、それは、旅人歌におい

ては宜側資料（八五二）、憶良歌においては旅人側資料（八〇四・八六九）と陽春側資料（八八七・九一）をもって校合した結果と考えられる。つまり、一云本文は相手に送ったときの初稿で、正式本文は手許に蔵した後の推敲でなかったかと思われる。そう見て不都合な例は一つもないようである。<sup>注③</sup>このばあい、著名歌人の作における「一云」は初稿と見られるという曾倉岑氏（「萬葉集における歌文学三八」）の考察があるのは心強い。

以上、巻五は、「憶良歌巻」を核にしながら旅人側その他の資料を併用して形成されたものであろうことを述べ来たった。だが、この見解が成り立つためには、あかさねばならぬことがまだ残されている。

実は、憶良謹上歌に関する旅人側と見られる歌はその大部分が「無署名歌」だといわれている。家集において「無署名歌」は当人の歌作であってこそ自然である。それで、謹上関係歌を旅人側資料と見る人々は、このことをその主張の強力な根拠の一つに数えている。一方、A B Cを含む巻五前半を憶良側資料（憶良手記）と認める人々は、旅人と憶良の深い交わりを思えば、そのA B Cが憶良の手許にあって何の不審もないと力説している。この重要な二点を解明しないことには、本稿の見解はまだまだ完全な条件を備えたことにはならない。章を改めて第一の点を見よう。

四

謹上関係歌におけるいわゆる無署名歌は二つの群にわかれる。一つは松浦河関係歌、もう一つは佐用姫関係歌である。便宜上後者から考察するに、一群の構成は次の通りである。

- (イ)序文と歌(八七二)
- (ロ)後人追和(八七三)
- (ハ)最後人追和(八七三)
- (ニ)最々後人追和二首(八七四～五)
- (ホ)書殿餞酒日倭歌四首(八七六～九)
- (ヘ)敢布私懷歌三首(八八〇～二)

天平二年十二月六日筑前国司山上憶良謹上、

右末尾における「謹上」の範囲について、古くは(イ)～(ヘ)全部にわたるものと考えられていたらしい(『歌林良』)。が、今日一般には代匠記以来の(ホ)をそれと見る考えが行なわれており、別に(ニ)～(ヘ)を考える説(注)もある。しかし、(イ)～(ヘ)の間に、「謹上」の範囲を区切るべき処置は何一つとられていない。全体は一団となって、別次元の謹上歌群(天平二年七月十一日憶良謹上)に接している。当面の「謹上」は(イ)～(ヘ)全体にかかると見る以外ない。

それならば、一群のすべてが憶良歌かというにそうは思われな

い。清水克彦(『憶良作品攷統紹』)・大浜巖比古(『卷五について考へる』萬葉学論叢)・稲岡耕二(『大伴旅人・山上憶良』)の諸氏がそれぞれ支持されたように、憶良歌は(イ)～(ヘ)の九首だとする沢瀉説が正しいと、われわれも思う。形式的なことながら、(ニ)～(ヘ)に限って「何首」と歌数が示され、それ以前の題詞と趣を異にしているのも、このばあい偶然とは思えない。

とすると、その前の(イ)～(ロ)は誰の作かというに、注釈には旅人作とし、講座日本文学稲岡稿には、(イ)を旅人、(ロ)を某別人、(ハ)を某別人としている。むつかしい。だが、稲岡説は、用字法・歌のふり・場面等々あらゆる面からの省察を通して帰納されたもので間然するところがない。今はこの説に拠ることにしたい。

稲岡説に拠るとき注目すべきは、私注に、(イ)を憶良、(ロ)～(ニ)をそれぞれ某別人たちとし、まず憶良によって詠まれた(イ)が次々と諸人に回されて成った共作、それがこの序と五首の歌であると論じている点である。作者の認定には問題があるが、この共作論は卓見で、(イ)が旅人の作であれば、稲岡氏も論ぜられたように、(イ)～(ニ)の五首は、当然旅人とその周囲の人々が回送して詠んだ作ということになる。そして、(ニ)が憶良作である以上は、この共作の完結者は憶良だったということになる。つまり、物は、旅人に始まり憶良に終わる。萬葉の連歌ともいえるべき作であったわけで、事情は、(イ)～(ロ)の

全部が旅人作であつたとしてもそんなに変わらない。

(イ)と(ニ)がかような作であつたとすれば、完結者たる憶良は、物を再び旅人に返上しなければならぬ道理である。「謹上」は当然序文以下全部にかかる。連歌的共作は、片方が欠けては意味がないわけ——「最々後人追和二首」だけを単独に送つても妙味はないわけ——、かりに、(イ)と(ニ)までが旅人の作であつたとしても、事情は全く同じだ。のみならず、その作者について、正しくは、

(イ)憶良↓(ロ)旅人↓(ニ)憶良↓旅人へ

(イ)憶良↓(ロ)旅人↓(ハ)某別人↓(ニ)憶良↓旅人へ

(イ)憶良↓(ロ)某別人↓(ハ)旅人↓(ニ)憶良↓旅人へ

(イ)憶良↓(ロ)某別人↓(ハ)某別人↓(ニ)憶良↓旅人へ

のどれかを当てるべきだとしても、右の思考は改める必要がない。

大浜巖比古氏(先掲稿)は、(イ)と(ハ)の一連を、「一つのまとまった旅

人と憶良の悲別哀歌」と見、「天平二年……謹上」の一文は「(八

七一)の序文までさかのぼるものである。」と断じておられる。さ

すがである。一連の形成過程については、稲岡氏の異見(講座日本文学)

が提出されているけれども、一連の本質は右大浜説によつてはじめて的確に押さえられたといつてよいだろう。

何はさておき、(イ)と(ニ)の作が、「虚実知情の混然一体となつた連作」(大浜氏)だということになると、諸人の手によるかような連

作に一々署名をほどこすことは、憶良たちにとつて「をこ」のわざであつたにちがいないことが確認される。事実、一連は、「始発の人↓後人↓最後人↓最々後人」という形で、すべて「作者」を意識的に韜晦せしめている。換言すれば、ここでは、某始発人・後人等々がすなわち「署名」であつたといつてもいいすぎではない。これに、一々実の作者の名を施したならば作意に逆行するわけで、一切がぶちこわしになってしまう。もちろん、かれらは、そのどれを誰が詠んだか知っていただろう。が、知りながらも互いに某人の仮面をかぶつたところにかれらの虚実があり風雅があつたわけである。

したがつて、目を転じて一連の保管者たる憶良に焦点を絞るならば、歌巻編者憶良にとつては、「一連は憶良ども諸人が一体となつて詠んだもの」ということさえ伝達できれば事足りたはずである。そして、その意図は、末尾の「天平二年十二月六日筑前国司山上憶良謹上」の一文にはっきり示されている。「皆で合作した作に憶良私が和し、他作を添えて帥者に謹上したもの」という意味でこの一文があることは、歌巻全体の関係でわかるようになっていく。少なくとも憶良どもの共作を某人に奉つたものという意であることだけは単独でわかるようになっていく。一文は、旅人(某人)に上つた折には旅人(某人)を相手にしたもので、文字通り「謹上」の意以外の何ものでもなかつたのだが、「憶良歌巻」に収録されるに至つ

て、実情を示す客観的な文章に轉身したのである。その点、これは好去好来歌の末文「天平五年三月一日良宅対面献三日 山上憶良」と、結局は同じ働きをしているわけである。作品形成にあたっては、大浜説のごとく旅人の命題に依存したのかもしれないが、作品保管の態度としては、ここにはあきらかに憶良中心性が存する。

卷五の大部分を憶良家集（憶良手記）と見る代匠記説に由緒の存することを、それぞれの立場から主張された久松潜一博士（『萬葉の前後』<sup>注④</sup>）や橋本達雄氏（論稿）が、当面の一連から憶良以外の人の饒宴歌が一切除外されていることをもって、一連の憶良中心性を説かれたのは、本稿の見解に対しても有効に作用するといわなければならぬ。

一連は、どう見ても、本質的には、いわゆる「無署名歌」ではありえないと思う。<sup>注④</sup>このことは、(1)～(5)全体を憶良作と見るのが正しいとするならば、一層好都合であることはいうまでもない。

佐用姫関係歌(1)～(5)に見られたことは、同じく無署名歌を持つといわれている松浦河関係謹上歌の解決にあたっても有効に働く。

#### 序文

#### (1) 歌—蓬客（八五三）

答詩—娘等（八五四）

#### (2) 蓬客更贈歌三首（八五五—七）

憶良歌卷から萬葉集卷五へ

(3) 娘等更報歌三首（八五八—六〇）

(4) 後人追和之詩三首（八六一—三） 帥老

(5) 天平二年七月十一日筑前国司山上憶良謹上（八六八—七〇）

右(1)～(3)の作者についてはこれまた異説が多い。が、これも、(1)～(5)のばあいと同様、(1)旅人、(2)某別人、(3)某別人として、旅人から発して回り持ちで共作したと見る講座日本文学稲岡説に拠る。

これによれば、旅人から発した歌は再度旅人に戻って(4)の旅人作が和せられ、その全体が憶良に回され、憶良は和して(5)の作を謹上したということになる。(1)～(4)と(5)との間にかのC群（宜作）が介在するけれども、憶良の(5)が、(1)～(4)、中でも(4)に直接の発想を得、(1)～(4)全体に和したものであることは、両作を読み比べれば自明であり、諸説また一致して認めるところである。

よって、憶良側においてはもちろん、旅人側においても、保管の原段階においては(1)～(5)はこの形で同居していたはずである。そのことは、すでにいわれているように（<sup>全註</sup>）<sup>釈</sup>、宜の「和」が天平二年七月十日に都を発し、憶良の「和」が同じ年の七月十一日に筑前国府を発していることを見ても動かない。筑前を十一日に発した憶良歌が、十日付の都宜の歌より先に旅人の許に届いたことは論ずるまでもない。

他の人のばあいは知らぬ。かの混然一体の(1)～(5)の作を旅人に

「謹上」した憶良である。それと同様に、憶良は、旅人から回されてきた(1)～(4)を先に立てて、それにわが書牘の和作を添えて旅人の上つたのでないか。「最々後人追和二首」といった形で追和せず独立の書牘体に仕立てたその孤立的姿勢は姿勢として確認しておかなければならぬ。その故に、(1)～(4)ほど融即した姿を示していなければ、憶良の(5)は、(1)～(4)に関連してはじめて有意の存在となり、旅人側の(1)～(4)また、憶良の(5)をまっぴらで変化の味わいを照射される面があるのだから、憶良が、(1)～(4)をさし置いて(5)を上つたとは思えない。すなわち、(1)～(5)は、形はともかく、憶良の意識において、先の(1)～(4)のありかたと変わらないものと見るべきである。<sup>注⑤</sup>このことは、同様な形を示す巻頭謹上歌(七九三～九)や熊凝敬和歌(八八四～九一)にもあてはめることができるであろう。もちろん憶良は控えを作ってからそれらを送つたのだが、憶良の他人歌への追和作は、みな、同一の意識を根柢に置いたところの、相手作との共存体と見られるのである。

こう見てくると、(4)の下に、「帥老」などという署名があるのはなぜかという反問が投げられるに決まっている。(1)～(4)になつたものが一例ながらここにるのは、名を晦ませた合作にかれらがことさら署名するなどという心なきわざを行なうはずがないと先にいったことと矛盾するがごとくだからである。

この「帥老」は古来巻五の謎の一つとせられ、旅人自記または編者家持の記入と一般にいわれている。しかしながら、これは、憶良の注記と見るべきでないか。旅人が敬称をもって自記したというのも、ありえないことではないが苦しいし、家持の記入というのも根拠に乏しい。資料が憶良側にもあつたことを思えば、憶良の注記とするのが一番自然であろう。憶良の注記だとすると、かの(1)～(4)に對したのとはたしかに矛盾するわけで、彼がなぜさような矛盾を侵したかが問題となる。

そこで注意すべきは、憶良の(5)が、(1)～(4)と、内面上密接な関連を持ちながら、しかも、形の上では(1)～(4)のごとくではなく、第三者の目にはもちろん、本人にも、(1)～(4)と(5)とが孤立する面を感じさせることである。(1)～(4)と同様に、自作が和した歌は「帥老」たちが合作したものであり、自作はそれと共存するものであることを憶良は、(5)の作をめぐって表示したい。何とかしなければ、(1)～(4)は誰たちの歌かわからなくなってしまふ。そこで案じたのが、(4)の下に小さく「帥老」と注記することだったのでないか。

そうすることによつて、(1)～(4)が、途端に「帥老ほか諸人の共作したもの」という意を担うに至ることはいうまでもない。もちろんその意を担わせるのにどこに注記しようと思つた憶良の自由だ。しかし、(1)～(3)は、「蓬客」と「娘等」になりきつて詠んだ虚構の作である。



たとえば、娘等の「答詩曰」の下に「帥老」などと注しようものなら、夢幻の世界は途端にぶちこわされ、筑紫歌壇のせつかくのみやびは一遍にふっ飛んでしまう。注記するとすれば、中で次元の相違を示す「後人」に仮託したところの旅人歌の下以外にない。次元が異なるが故に、この注記の桃源的世界を侵す罪は最少限度にくいとめられたといつてよいだろう。とすれば、この虚構の作品の遇しかたは、(イ) (ハ)に見た憶良の態度とむしろ軌を一にするというべきである。「帥老」を(4)の下に記すことは憶良にとってやむをえないことであつた。それが、すこぶる簡略に小記されてあることには、あるいは意味があるのかもしれない。ちなみに、熊凝の歌二首(八八四と五)の下に「大典麻田陽春作」と記したのも、「帥老」と同じような心情に基づく憶良の操作であつたにちがいない。

さて、右のように操作した(1) (4)を加え、それを(5)と一体化したものとしてみると、(1) (5)全体は、「帥老以下諸人の共作したもの」に私憶良が和して上った歌」という意の作品群として登場することになる。つまり、かの(イ) (ハ)は、「天平二年十二月六日……憶良謹上」に総括されることによって「憶良ども云々」の意を表現することになったのだが、これは、(4)に「帥老」を小記し、それと「天平二年七月十一日……憶良謹上」とをかかわらしめることによって「帥老たち以下云々」の意を担うことになったのであり、この意味

で、「帥老」の一語は、(1) (4)の群を無署名から絶縁せしめたといつてよい。

なお、右の事情は、(1) (5)の作者を、

(1)憶良↓(2)某別人↓(3)某別人↓(4)旅人↓(5)憶良

と見るのがかりに正しいとしても、いくらも通用することをいい添えておきたい。

憶良の追和歌においては、その相手の作が「個人」のものであるばあいは、虚・実の如何にかかわらず作者名を明記している。巻頭旅人歌(実)と熊凝陽春歌(虚)とがそれである。相手が「個」であるばあいと相手が「集団」であつたと推定されるばあいにおけるこのきわやかな相違は、(イ) (ハ)・(1) (5)の群における仮託の歌どもを、憶良が、文字通り帥老たち乃至憶良どもの歌として認定し操作したことを、端的に裏づけるものといわなければならない。

先にも述べたように、個人の作に対するばあいも、憶良の歌は相手作によって意味を全うし、相手作と共存し一体化している。逆にいえば、ABCども切り継ぎの作を除く巻五、つまり、われわれが「憶良歌巻」と見る部分における「他人」の歌は、おしなべて、憶良歌にかかわるときにのみ登場し、憶良作と共存し憶良作によって光彩の反射を受けている。しかも、その憶良作に対する他人は同一人ではなく、旅人・陽春など諸人(複数)なのである。このことは

「憶良歌巻」の推定にとって重要である。というのは、そのことは「謹上」「敬和」の歌群といえども、内実においては、憶良歌を軸とし中心として一貫していることを、告げるからである。そこには憶良の、「自作」への我執が強く貫流している。それが、私家集である以上、これは当然のことでもあるが、その徹底ぶりにはいかにも憶良らしいものがあると感じないわけにはゆかない。

以上で、いわゆる「無署名歌」については解答をつくしえたことを思う。つぎに、再び章を改めて、第二の課題、すなわち、かのA BC群の非憶良側資料性について論じよう。

## 五

まず、Cを考察するに、これが、旅人の許へは、憶良の謹上歌よりずっと遅く届いたものであることは先に見た。一方、(1) (4)と(5)とが旅人の許でも、ましてや憶良の許でも、一体の歌群としてあったことも、先に見た。とすれば、Cは、後に(1) (4)と(5)との間に割って入ったものであることが歴然としている。

それならば、割って入れた人は誰か。憶良ではない。都からの宜作を、旅人が憶良に見せたことを考えないわけではない。近接して住む風雅の友が、双方にかかわりのある都からの作に無関心だったとは思えない。だが、それは瞥見して終わったのであろう。憶良謹

上歌における相手作との融即性乃至共存性を思い、憶良の自作に対する我執の程を思うならば、(1) (5)の繋がりをみずから割って、その間に他人の作を介在せしめるはずがない。それなら、「憶良歌巻」において、(5)のあとに参考として置かれていたものを編者が改めたのかというに、これもまた考えにくい。というのは、先に述べたように、自作と直接関連のない他人の作を孤立して載せることは憶良のばあい考えがたいからである。Cは、旅人側に、断簡として控えられていた歌稿で、確実に編者の切り継ぎと考えられる。

松浦河の歌を媒介として憶良にやや関係のある宜作にしてそうであるならば、旅人に一方的に偏するA群(八〇六―一二)が、本来「憶良歌巻」に存せず、旅人側資料による切り継ぎであることはきわめて見やすい。これとて、旅人が憶良に披露したことの可能性を考えないわけではない。だが、憶良みずからの手許に筆録して留めるほどの関心を憶良が示さなかったことを、物のありかたが示すのだから仕方がない。ついでながら、A群は、日次不明の都某人との書牘歌と日次明記の都房前との書牘歌の合体である。このままの形で旅人側に控えられていたとすれば、この位置への切り継ぎはいとも簡単である。また、旅人の手許に双方が離れて保管されていたとしても、都人との書牘歌ということ、この二つを一括することはたやすく、よってこの位置への切り継ぎ作業はむづかしいことでは

ない。

問題はBである。筑紫歌壇の花型のように扱われているこの一群を「憶良歌卷」から追い出すことには、かなりの反撓が予想される。憶良はその賓客の一人でもあったわけで、巻頭歌群以来の旅人・憶良の交誼を思えば、その反撓も当然である。そして、この歌群こそは、憶良にも披露せられたことの最も確実な作だと思われる。にもかかわらず、憶良は、この歌群を手許には控えていなかったと信ぜられる。大浜氏もいわれるように（先掲論稿）、この一連において旅人の関心はもっぱら都の知己に注がれている。そして、憶良は賓客ながらあくまで歌の当事者でもある。わざわざ憶良の許に送って「和」を求めることがなかったままに、歌群は憶良側には控えられなかったであろう。

もつとも、自作への我執を思うならば、梅花の宴におけるわが一首（八一八）だけは、天平二年正月十三日の日付のもと、それが旅人宅におけるものであることも記しつつ、わが歌卷に留められていたと見ることができるとは、旅人側資料たるBを併せる時、自然に追い出されて消えることになったが、「憶良歌卷」側にしてみれば、二重写しという恰好で歌は残されたことになる。後に述べるように、「憶良歌卷」においては、宴歌は、おしなべて単独宴歌として自作だけが留められていたらしい。集宴歌の中から自作だけを

取り出して、単独宴歌として配列することは、家持のばあいにもいくつかある（卷十七〜二十）。

梅花の宴歌に見たように、「憶良歌卷」からの憶良作の切り捨てと「憶良歌卷」への他資料からの切り継ぎとを同時に考慮すると、ABをめぐってはきわめて興味深い現象を看取することができ、そのことが、様々な思惑を越えて、AB群が旅人側資料による切り継ぎにちがいないことを確言する。

先に、「憶良歌卷」は、おそらく養老七年の歌（一五一八）から始まり、天平五年六月の連作（沈痾自哀文九〇三）によって終わっていたらと推断した。今、確実に憶良作と見なされるもので、この期間に相当する卷五以外の憶良歌を掲げると次のごとくになる。

- 1 宴を罷る歌（卷三、三三七）日次不明、小野老らとの宴歌
  - 2 七夕歌（卷八、一五一八）養老八（七の誤）年七月七日応令
  - 3 七夕歌（卷八、一五一九）神龜元年七月七日夜左大臣宅
  - 4 七夕歌（卷八、一五二〇〜二）天平元年七月七日憶良仰観天河。一云帥家宅。
  - 5 七夕歌（卷八、一五二三〜六）天平二年七月八日帥家集会。
  - 6 七夕歌（卷八、一五二七〜九）日次不明
  - 7 秋野の花を詠む歌（卷八、一五三七〜八）日次不明
- 右のうち、167は日次不明の歌だが、鎮懐石歌や貧窮問答歌の

ように日次不明の作も含まれているから、「憶良歌巻」のどこかにこれらが配列されていたと推定することは無理ではない。

さいわい、1については、われわれは、最近、それが、「天平元年三月下旬から四月上旬」における小野老昇任の祝宴での宴歌である、とする林田正男氏の信すべき考察（「小野老小考」国語と国文学四七巻一一号）を持つた。67については日次確認の手懸りを得ないけれども、6は、

日次分明の5と直結していることから推うに、「憶良歌巻」にこの形で配列されていたと見て大過なからう。といつても、5と同夜の作というわけではない。ただ、資料少なく巻十七二十の家持歌の様態と同列に見てよいかどうか不安が伴うけれども、家持の萬葉末四巻における歌稿保存の原形態が、日次明記の歌を「〇」、日次無記の歌を「×」とすると、その間において、「〇＋×」が同居の関係を鉄則的に示すことは（専修人文論集5拙稿）、この見解にとって有効であろう。なお、7の秋野の歌は、巻八では6の七夕歌との間に七首の他人歌を介在せしめるけれども、その後、「大宰帥大伴卿歌二首」（一五四一―二）を配したりしているので、まず筑紫時代の作と推定される。しかるに、これは、七夕歌ではないけれども、七夕歌と同じく「秋」の歌である。七夕歌でないが故に、巻八では、「山上臣憶良七夕歌十二首」の題のもとに一括された2―6を離れて存在するけれども、七夕歌と同じく「秋」の歌で、しかも、その歌に

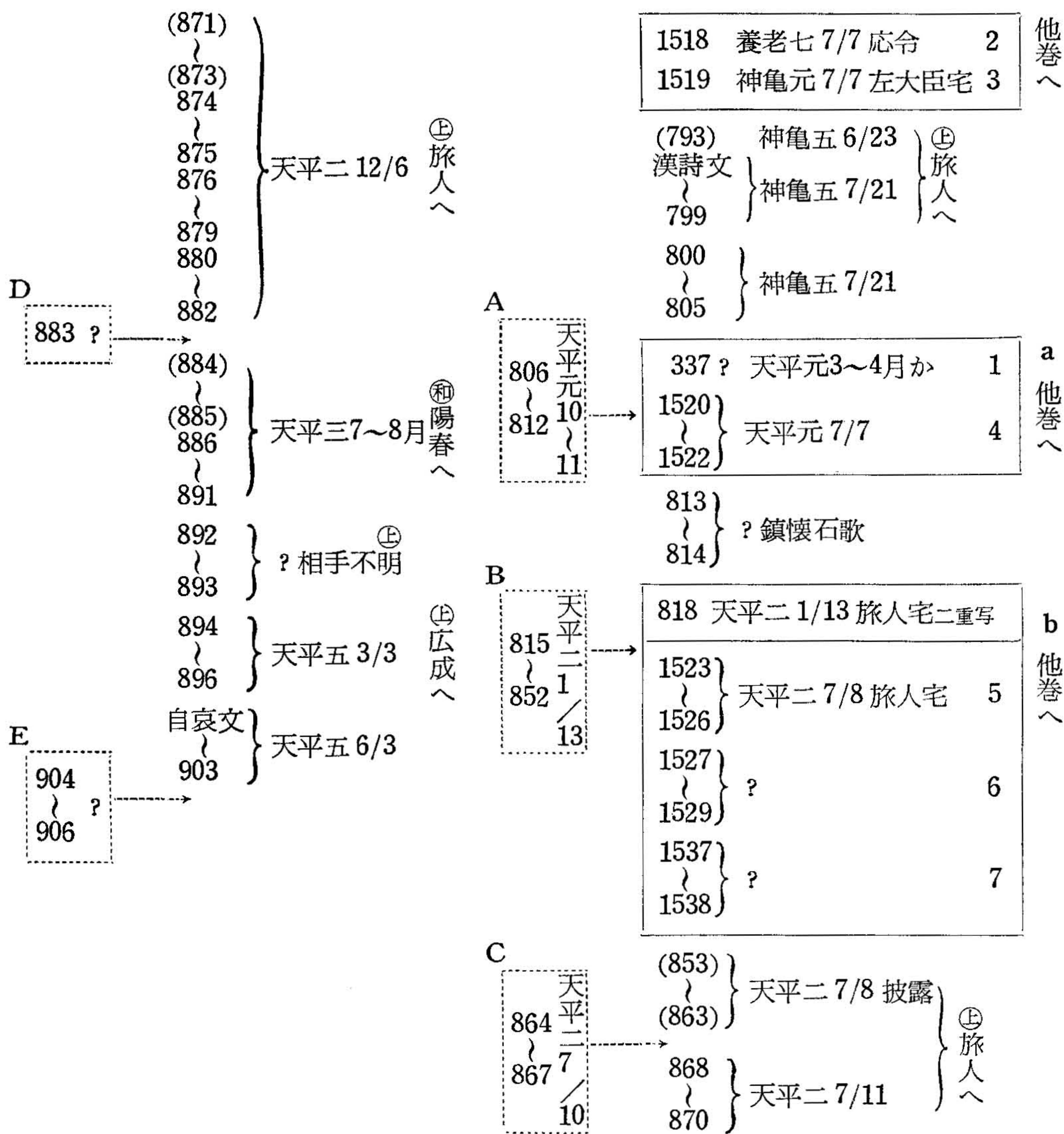
「其一」「其二」と記し七夕歌同様集宴での歌であるらしいが故に（紀歌謡一一三―四以下など参照）、「憶良歌巻」においては、「秋」の「宴」の歌として、56と、右に掲げた形で同居していたということが考えられなくはない。<sup>注⑥</sup>

今、1については林田説を信じ、567については「憶良歌巻」において右の順序で同居していたと推定して、1―7の歌群を巻五に呼びもどしてみると、不思議なことに、われわれが、本来、「憶良歌巻」には存在しなかったと主張するAB二群の位置とこの1―7における大部分の歌（14567）の位置とがびたりと重なりあうのである。それだけではない。その対応する位置は、先に巻五きつての奇怪な存在だといった鎮懐石歌の前と後にあたるのである。

右に述べたところを、既述八一八番やC群のことも、また三嶋王の歌（D）や古日関係歌（E）のことも考慮しながら、紙上で実施してみると次頁の表のごとくになる。<sup>注⑦</sup>

aがAに、bがBに対応することは、切り捨てるべき歌と切り継ぐべき歌との位置が偶然に重なったといつてしまえばそれまでだが、この操作によって、鎮懐石歌が現存巻五において孤立無援の奇怪な姿をもって登場する所以が、きわめて自然に理解されるだろう。

旅人側のABを除くだけでも、鎮懐石歌は前後の憶良歌と繋がっ



<備考>

- ① ( ) 印は他人の歌、? 印は日次不明歌
- ② 右側が結局「憶良歌卷」(推定)になるわけである。
- ③ この「憶良歌卷」から洩れる憶良関係歌は、Eと978と卷十六の白水郎歌だけである。白水郎歌のこと注⑧参照。

て怪奇性をかなり喪失するけれども（第二節）、こうして、1-7を他巻から呼びもどすことによつて、その前後が、当の憶良歌によつてかくも賑わい、前後に呼びもどされた歌（14-7）がないばあいの時間的空白がこのように縮まってしまふということになれば、その怪奇性・孤立性がさらに完全に払拭されることはいうまでもない。それも、問題の鎮懐石歌の前後に限つてにぎやかになるわけで、さらに、その前後のa bが、われわれが「憶良歌卷」から追ひ出すべきだと見るA Bに対応するわけで、してみるとa bを追ひ出してA Bを継いだことが、鎮懐石歌の巻五きつての孤立性をもたらししたものであることは、疑いえないであろう。

この操作を通して臆測されることがある。「鎮懐石歌」の後には、案外、少なくとも「署名」「撰定」もしくは「作」など、その制作の由来が例によつて記してあつたのだが、a bを切つてA Bを継いだ折に、編者が誤つてその分を切り落としてしまったのでないかという推測がそれである。なにしろ、この前後は、「切り継ぎ」「切り捨て」でかなり錯綜したのであるから、ありえないことではない。そう思つて見ると、鎮懐石歌の末尾に、「右事伝言那珂郡伊知郷葦島人建部牛麻呂是也」と注記されていることが只事ではなくなつてくる。歌の素材の伝者を語つたあとには、最少限度、作者名ぐらいはあつてもよかりそうだからである。これは、「憶良歌卷」の

長歌にはみんな署名があるという反論を予想して述べたものだが、とにかく、こうして、奇怪な鎮懐石歌の処理がすなおになされることは重大であり、このことは、逆に、A Bの二群が旅人側の資料による切り継ぎであることを、決定的に立証するといつてよいだろう。<sup>注⑨</sup>

萬葉集全註釈には、松浦河の歌（八五三-六三）が旅人から憶良に手渡されたのは「天平二年七月八日」の夜（巻八、一五二三-六）の「帥家の宴会」でのことであつたと推定し、それに和する憶良謹上歌が「天平二年七月十一日」の日付を持つのはその故であると論じている。この卓見は、右に復元した「憶良歌卷」の中に実態となつて現われてきている。このことは、Cについて、割つて入れられた旅人側資料であるとする本稿の見解を助けるばかりでなく、a bとA Bとが交替したものだとする考えについても加えるところがあろう。松浦河の歌は、宜返書の一文「伏奉四月六日賜書」によれば三月ころの作と察せられる。三月ころの作が、「憶良歌卷」において、「七月八日」の作（一五二三-六）の後に並ぶのも、披露され和を要請されたのが、その八日の夜であつたのだから不審はない。一方、4（一五二〇-二）の左注に、「一云帥家作」とあり、その歌にも五箇所にわたつて「一云」本文が存する。このことは、巻八のその一群が、元来「憶良歌卷」にあつたとする本稿にとっては見逃せない。なぜ、「一云帥家作」などという異伝が記されたのか。

事柄は、この資料が、旅人側・憶良側（憶良歌巻）の双方にあったことを下地に置き、その憶良側の作には「帥家作」たることが記されてなかったのに、旅人側の方にはそのことが明記されていたことを考えれば、すなおに解くことができる。つまり、巻八の七夕群（一五一八―二九）と秋野の歌（一五三七―八）とは、「憶良歌巻」にあったものを第一資料としてここに切り出したもので、それに対し旅人側資料（ただし、一五二〇―六に限る）をもって校合を加えた結果がこれらの「一云」であるというのが、事の真相と理解される。このように理解することができるとすれば、逆にいって、巻八の七夕歌どもは、みずから「憶良歌巻」の出身者であることを告げつつ、「憶良歌巻」そのものの存在を保証することになるといってよい。

なお、1の罷宴歌は、それが「憶良歌巻」から削られてそのまま巻三へ持ってゆかれたのではない。小野老の歌（三二八）を巻頭言とし憶良罷宴歌を（三三七）をもって終わる宴歌群（和歌文学講座3拙稿）

の歌稿がおそらくは旅人側に蔵されていて、巻三はそれを本文としたのだが、その一群の罷宴歌と「憶良歌巻」の罷宴歌とが重複するので、「憶良歌巻」の方を削ったものと思われる。七夕歌群が「憶良歌巻」に憶良歌だけをもって単独に採録されていたらしいことを思えば、罷宴歌もまた、そうであったと見て誤りはないであろう。

「宴歌」は、こうして、「憶良歌巻」においては、憶良だけのものが単独に採録されていたらしい。これも、「憶良歌巻」における自作への我執と無縁ではなからう。

## 六

以上によって、現存萬葉集巻五が、おそらくは、養老七年の令に応ずる七夕歌（一五一八）を巻頭とし、天平五年六月三日の連作（沈痾自哀文―九〇三）を巻末とする「憶良歌巻」（先掲表右側）を第一資料とし、それに、旅人側その他の歌稿を第二資料として同時に併用することによって形成されたものであることが、明確になったかと思う。

それならば、その併用の主、つまり編者は誰かというに、その陣容から大伴家持を除くことは、古くからいわれているように、誰にも許されないだろう。その前半における第二資料が、ほとんど大伴家から出ているからである。

おもうに、「憶良歌巻」そのものが、憶良から譲りうけて家持の手許にあったのであるまいか。憶良、現し世を去らんとするとき、藤原八束は手の者を見舞いに遣わした。まして、大宰府以来、憶良と深かった家持が憶良を見舞わなかったとはちよつと考えにくい。父旅人とも就中親交のあった文芸の先輩憶良を、家持が一度も訪れ

なかつたとは思えない。とすれば、「憶良歌巻」は、他の誰よりもその家持に与えられてこそ最も自然であろう。

憶良にしても、家持の父旅人との交誼の時代とその後の歌とによって占められるわが歌巻を後人に託するとすれば、家持を凌ぐ候補はいないはずだ。旅人との文雅の交わりを考えないでは歌巻後半の形成はありえず、後半の歌のほとんどに、故旅人の幻影への思慕をひそめていたということになれば（専修国文）、なおさらである。ひよつとしたら、沈痾自哀文以下の、わが生涯を清算するかのごとき遺書の歌は、旅人の子たる家持にわが歌巻を贈ることを意識しながら、孜々と綴られたのかもしれない。「士やも空しくあるべき萬代に語り継ぐべき名は立てずして」（九七八）と吟じて世を去った憶良が、死を予感したとき、その生涯を自己統一した歌巻をむざむざ眠らせることに甘んじたとは思えない。わが歌巻、わが名に執着すればこそ、憶良は、旅人の再生たる、そして、歌人としての将来を期待するに足りる、大伴のこの貴公子に、わが歌巻を託したのであるまいか。最少限度、作歌勉強のために家持が借り受け、書写を兼ねながら修行していたか修行しようとしていたかしているうちに、当の憶良が世を去ってそのままになってしまったというようなことは、十分ありえたのでないか。

とすれば、家持の手許に、すでに、天平五年六月三日以降のさる

日から「憶良歌巻」があり、家持が（「家持たちが」といった方がより正確だが）、それを核にして大伴家その他の資料を併用しつつ巻五を形成したことは、いよいよまちがいない。そして、天平五年ころ、「憶良歌巻」が家持の手許にあったということになれば、巻五形成の時期は、天平五年以降の何時にでもその可能性を求めうることになるけれども、萬葉集第一部（巻一―十六）が、天平十七―八年を中心とする時期に、およそ今日見るがごとくに集成されたとする、契沖以来の仮説に基づくわれわれなりの考えは（『萬葉学論叢』所収拙稿）、家持と「憶良歌巻」の関連によつても、支持されこそすれ否定されはしない。

それならば、「憶良歌巻」から「萬葉集巻五」へ轉身したとき、巻五に、本質的に何がもたらされたのであろうか。萬葉形成論として最も重要な課題でこれはあるのだが、このことは、前節に掲げた「憶良歌巻」をめぐる「切り出し」「切り継ぎ」の実態を見れば、一目瞭然たるものがある。

まず、その「憶良歌巻」を觀望するとき、即座に注意されることが二つある。第一は、「憶良歌巻」は、養老七年以来の憶良歌のほとんどを自己中心的に採録したものであるだけに、その折々の様々な作を含むけれども、その「憶良歌巻」にして、根幹を占めるものは漢倭混淆体・書牘体の、これまでになかつた新しい傾向の作品で



あることがそれである（新しい体でないものは、1と7の宴歌一首のみ）。第二は、その「憶良歌卷」によっても、卷五前半に相当する部分においては、大伴旅人と密着する作を最も多量に含んでいることである（可視的に見ても、七九三と七九九・八一八・一五二三と六・八五三と七〇・八七一と八二の多量が旅人に関している）。

現存卷五は、旅人・憶良の漢倭混淆・書牘体歌卷だとよくいわれる。右に指摘した二点は、現存卷五が、「憶良歌卷」の持つ一面の性格にかなり強く規制されたことを物語る。「憶良歌卷」から切り出された歌と「憶良歌卷」に切り継がれた歌とを比較するに、前者は、ことごとく漢倭混淆・書牘体とは無縁な歌（単独宴歌）ばかりであるのに、後者は、全く逆に、卷末の特殊な歌群（古日関係歌D群）を除けば、すべて漢倭混淆・書牘体ばかりである。D（三嶋王）の一首は、それ自体は書牘体を顕現しておらず漢倭混淆体でもない。しかし、切り継がれて八七一と八二の佐用姫関係歌と関連せしめられたとき、それは、八七一と八二の一部と化し、したがって漢倭混淆・書牘体の一翼を担うに至ったわけである。一方、「憶良歌卷」から追い出されず卷五の核となった歌々は、おしなべて、漢倭混淆・書牘体の作ばかりである。

このきわやかな対照は、筑紫新文芸を骨格とする「憶良歌卷」の性格をとらえて、より純粋な筑紫新文芸の萬葉一卷を編者が巻こう

としたものであることを、はっきり物語る。

家持たちの手許には、卷五に併用された歌々や他巻に分属せしめられた歌々など、筑紫関係の旅人側資料がたくさんあった。ところが、中で、卷五以外に分属せしめられたものには、卷五に継がれたごとき体の作は一つもない。この一事も、卷五が、「憶良歌」の特性に規制されつつ、筑紫関係新文芸の巻として形成されたものであることを、側面から裏づける。

旅人に関せぬものを含みながらも、その底に、その影に、いつも旅人がいるかのごとき「憶良歌卷」の特性は、その体ならぬ歌を切り出しその体なる歌を切り継いだことによつて、純化し顕在化した。切り継いだ作はおしなべて旅人中心的な群であったのに対し（Eは例外）、切り出された作は、旅人関係歌をも含むものの、そうでない歌（一五一八と九・三三七・一五二七と九・一五二七と八〇・一五二〇と二も「憶良歌卷」においては旅人と無縁な作としてあったらしいこと、既述。）をむしろ多数含むからである。旅人側資料がかく併用されたのも、「憶良歌卷」そのものが、陰に陽に旅人にかかわっていた点に一半の理由を求めよう。

卷五前半の旅人中心性は以上のような「切り出し」「切り継ぎ」の作業によつて導かれたもので、そのことが、卷五形成、卷五構造に関する多くの謎を投げかけることになったのだと思う。

しかしながら、「憶良歌卷」の側からいえば、そこには、すでに説いたように、憶良自身の歌を集めるという自己中心性が一貫して流れている。他人の作が登場するのは、自作がそれと密着しそれによって自作が意味を全うするばあいではなかった。「憶良歌卷」がその前半に常に旅人の影を揺曳せしめているのは、憶良の作歌の場たる筑紫歌壇が大宰帥旅人を領導者とした事実から来る自然の結果にすぎない。それは、作歌の場の現実におのずと拘束された図にすぎない。「憶良歌卷」において、前半の旅人は、形の上では、後半の陽春や広成と同じ他我であって、ついに憶良「我」ではありえない。

この意味で、「憶良歌卷」が、「養老七年」の令に応ずる七夕歌（一五一八）をもって始まっていたと見られることは、「憶良歌卷」の自意識にとつてすこぶる象徴的である。物は、まぎれもなく、栄光の東宮侍講時代、わが人生の転機となった時代、文芸の意欲に改めて燃えた時代を追憶し回想せしめるに足りる記念塔であるといつてよい。ついで登場する「神龜元年」の「左大臣宅」（長屋王）における七夕歌（一五一九）にも同様なことがいえよう。栄光と意欲に充ちたその転換期から死に隣接する時期までのわが人生を、憶良は、「作品」（歌卷）によって統一し整理したかったのにちがいない、そしてその意図は、そこに憶良「我」を執念く貫くことによつ

て成功しているのである。

かように見てくると、一方、「憶良歌卷」が、編者によって規制せられたこともまた動かしがたい。「憶良歌卷」の本来の意図は、その体ならぬ作を切り出しその体なる作を切り継いだ編者の操作によって、現存巻五の中に埋没したわけである。

それにしても、編者家持らは、その操作の裏で、「憶良歌卷」本来の意図を排除しようと思つたわけではあるまい。「憶良歌卷」と重複する歌が大伴家にはあまりにも多く蔵せられていた。そしてそれは漢倭混淆・書牘体の作が大部分であった。「憶良歌卷」にしても、巻末までその体の作を骨格にしていた。事は、結局、ここに起因するのであって、それは、「筑紫の新文芸歌卷」を巻こうとしたことの自然の結果であろう。

といつても、次のことを忘れてはならない。編者の一人家持にしてみれば、双方の資料のありかたに規制せられて、筑紫歌壇の主人公たる父旅人をそれなりに評価し、その父と友憶良の風流史一巻を編もうとする意識をはっきり抱いていたであろうという一点である。

このことは、現存巻五の昌頭歌と前半末尾の歌とが、題詞の中に作者名を登録した点で巻五の題詞の様態として異例であり、その意味において首尾一貫する面があるという点によく示されていると思う。二つの作にはもともと題詞などなかったに相違なく、編纂作業

を行なう過程で、たまたま、一つは巻五の巻頭歌にして父旅人筑紫時代の初頭にあたり、一つは父旅人の帰京という点で段落をなすために、首尾応ぜしめて家持が整えたのであろう。いったい、「憶良歌卷」の側からいえば、時間の段落は、(一)冒頭七夕歌のあと(筑紫以前)、(二)中途熊凝の歌のあと(筑紫時代)、(三)それ以降(帰京後)というようになるのであって、よくいわれる巻五における用字法の変化も、実は、帰京後の貧窮問答歌から画然と現われ出<sup>注⑩</sup>る。こうして、家持は、現存巻五における「旅人中心部」(前半)「憶良中心部」(後半)の構成を、あきらかに意識したものと思われる。

われわれは、憶良側のものを第一資料、旅人側のものを第二資料と称してきた。操作の「形」を見るとときあくまでそれが正しい。

だが、旅人側資料は、重複するものにおいては憶良側に溶けこむことによって生かされたということができ、重複しないもの(ABCと三嶋王の歌)においては第一資料として座を占めたということが出来る。だから、編者家持たちの「意識」においては、両者は対等資料として遇せられたというべきである。この意識に立って筑紫の新文芸を巻こうとしたが故に、その歌壇の実態を反映したところの現存巻五の構造を導くことになったのであり、そのことが、結果的に、「憶良歌卷」の本来の意図を臙化せしめることになったのだと思われる。

旅人と憶良を中心とする筑紫歌壇は、実際の営為として、新たな文芸をたのしみ、その達成を企図し、伝統に挑んだ。その実態が「憶良歌卷」に基づく編者の操作によってほとんどありのままに照らし出されたわけである。憶良の「我執」はこうして巻五の中に埋没せしめられることになったけれども、それによって、筑紫歌壇の真相はかえって光り輝いたといえよう。わが歌卷の巻頭歌どもを切り捨てられ、旅人の報凶問答どもを巻五巻頭歌に転身せしめられることによって、憶良は、むしろ、歌人の光彩を、よりあらわに、「万代に語り継ぐ」ことができたのであるまいか。

## 七

憶良歌卷から萬葉集巻五へ——この考察の余波としては論ずべき課題が多々ある。

(1) 人麻呂他、いわゆる宮廷歌人の「私家集」と「憶良歌卷」との関係。

(2) 若き日の家持の「歌学」(うたまなび)と「憶良歌卷」との関係。

(3) 末四巻乃至家持家集と「憶良歌卷」との関係。

(4) 「山柿論」に与える「憶良歌卷」の意義。

(5) 筑紫歌壇(旅人・憶良)と越中歌壇(家持・池主)との関係。

(6) 萬葉集の形成と「憶良歌巻」との関係。

(7) 「憶良歌巻」の一層のほりさげによる憶良像の追究。

ちよつと数えただけでも、この程度はある。小稿の復元した「憶良歌巻」が認められるとすれば、萬葉集第一部(巻一―十六)以前の歌集として、その具体像を明確にとらえうるものは「憶良歌巻」一つ以外、今のところないのであるから、その資料的意義は大きく、これを要に据えるとき、作家作品論・和歌史論・編纂論等あらゆる面において、解くべき課題に多々行きあたるのは当然のことである。

しかし、それを論ずることはむろん本稿の範囲ではない。今は、「憶良歌巻」を復元し得たことと、それを通して現存巻五形成の秘密をまがりなりに探り得たことをもって満足する他はない。

ただ、最後に、一つだけいっておかねばならぬことがある。巻五の名目「雑歌」のことである。「憶良歌巻」に由来する「日本挽歌」などを含みながら、巻五が「雑歌」の名を冠するのはなぜかという問題である。

これについては、今回の巻五形成論を下地に置きながら、かつて次のように説いた。「日本挽歌」どもが、挽歌の領域から完全に逸脱したところの『死の文学』無常感の文学を達成した「詠物詩」であった点を、編者も正確に受けとったところに原因がある

と(『解釈と鑑賞』昭和四五年七月号拙稿)。かにかくに、編者の目を奪ったのは、そ

れらの新文芸性であった。旅人と都人との書牘歌であるかのAの歌群を、人々は、「相聞」歌だとよくいうけれども、そして、形としてはそうにちがいないけれども、目録筆者はいざしらず、編者においては、これとて、漢倭の新体に重点があつたわけで、「相聞」の概念をもって遇せられたかどうか大変疑わしい。右の見方が極端だというなら、「憶良歌巻」によつたが故に、そして、新文芸の歌巻を企図したが故に、その作品の真意や新しさに免じて編者はあえて目をつぶつたのだといういかたをしてもよい。

このばあい、家持たちに、そんなに深い読解力があつたかどうか疑わしいなどという大それたことをいってはいけない。

なにしろ、家持は、憶良と直接話しあつた萬葉の歌人であり、かつ「憶良歌巻」の最初の読者だつたのだから。そして、事実、彼はこの詠物詩「日本挽歌」群に直接依存するところの、おそらく何らかの経験に基づく文学的虚構の作品亡妾挽歌(有木節子「亡妾歌の系譜」言語と文芸七四号)を、天平十一年(七三九)、二三歳の折にすでに詠んでいるのだから。(昭和四十六年一月十五日稿)

注① 巻五形成論の概況は、峯岸武司(『萬葉集講座』六)・久松

潜一(『萬葉集とその前後』)・久米常民(至文堂『日本文学

史』上代)・澤瀉久孝(『萬葉集注釈』)・稲岡耕二(『上代文学』二三号)の諸氏の論に詳しい。

② 稲岡氏は、熊凝の歌のうち、憶良の「敬和」の作にも、憶良側と陽春側の共有性を認めておられる。ただし、後に述べるように、いろいろな点で、本稿と見解を異にするので、ここではあえて触れなかった。

③ 熊凝の歌の反歌五首における「一云」を仏足石歌の第六句と見る考えが誤解であることについては、「上代文学」稲岡氏稿に詳しい。ただし、氏が、「一云」本文の方に「具体化の跡が見える」として「一云」本文を推敲の結果とされたことには疑問がある。むしろ逆だと思う。詳しくいうゆとりはないが、一連における「死ぬ」という語の重要性、序文に「父母」が対称されてしきりに登場すること、「あ(我)」の孤独性乃至対象への親近性等を思えば、その流れは、「後は死ぬとも(一云)↓死なば死ぬとも」「母がかなしき(一云)↓父母らはも」「相別れなむ(一云)↓あが別れなむ」と見るのが穏当だと思う。

④ 一連は旅人側にも保管されていたのだが、その手許でも、いわゆる無署名であったらしい。いわゆる無署名であったから、巻五に、この形でしかあらわれえなかったものと見える。このことは、一連に対するわれわれの考えが、憶良のみならず、旅

人とも一致することを示す。

⑤ 臆測するに、旅人は、憶良が、自己の「後人追和之詩三首」(八六一〜三)に依じて「最後人追和之歌三首」とでもしてさりげなく返してくれることを期待したのでないか。その点、憶良の今の「和」(八六八〜七〇)は、大変正直すぎた野暮なつなげかたで(和歌文学講座3拙稿)、後で、憶良はその野暮な点を旅人にそれとなしに指摘されたのであるまいか。そのことが、次には、佐用姫関係の全く融即した、それ故に後人を苦しめた妙味ある「和」となって現われたのでないか。もしそうなら、当面本稿が論ずる点の確実性はいよいよ増す。

⑥ 67は、5より以前もしくは八六八〜七〇の謹上歌より以後の詠であったものを、九〇三の歌と同様、類をもってここに置いたということも考えられなくはないかもしれない。

⑦ 先に述べたように、1〜7のうち、4〜7を呼び戻すことについては、「上代文学」稲岡氏稿が行っており、とくに、4に力点を置き鎮懐石歌の孤立性についても論及している。ただし、資料に対する扱い方、考え方が異なるために、結果は随分違うものになってしまった。しかし、稲岡説の先駆性はこれによって消えるものではないと考える。

⑧ 「白水郎歌十首」が、もし「憶良歌巻」に存在したとするな

ら、その位置は、aの部分、それも、三三七の前か後かであったと思う。(一)その左注に「神亀年中」とあって、神亀が過去視されているから、物が天平の作だと思われること。(二)左注に「或云筑前国守山上憶良云々」とあって、憶良歌なら筑紫時代のものと思われること。(三)物は、旅人の讃酒歌と密接な関係を持つが(『和歌文学講座』3拙稿)、その讃酒歌とaの前の嘉摩郡撰定作とがまた関係が深いこと。(四)撰定作の後に並ぶと推定される罷宴歌が、小野老昇任祝賀の宴のもので、その宴歌群(三二八―三三七)たるや、別に一つの場を構成する讃酒歌と満誓の歌の群(三三八―三五一)と巻三において隣接していること――等々の理由が考えられるからである。「憶良歌巻」のその位置にあつたとすれば、仮構の作ではあるし、それは無署名歌だったのであろう。そのことが、白水郎歌における「或云……」の左注を導いたものか。ただし、林田正男氏に、これを天平二年十二月に近いころの作とする考証(文学・語学五五号)がある。これによれば、白水郎歌は、Dにかわる位置に在ったということになるろう。

⑨ 目録が何を根拠に「鎮懐石歌」を憶良歌と断定したかについては、明解がない。目録筆者と編者とが同一人であるならば、事は簡単であるが、そう見ることには種々の障碍がある。巻五

が「憶良歌巻」によつたことを伝え聞いていた目録筆者が、それによつてそう判断したものか。なお、後考を俟つ。

⑩ 熊凝の歌の用字法(表意文字含有率)は、むしろ、日本挽歌や感情の歌の方に近い。「憶良歌巻」の用字法は、筑紫時代と帰京後という環境の変化に基づく面が多いと見られる。このことが、歌巻の形成と関係があるのかどうか今のところはっきりしない。が、貧窮問答歌制作のころ、歌稿整理に入つたことがこの用字法を招いたと見ることは、巻十九の用字法などを思うときに、一案として考えられないことはない。「憶良歌巻」が完成されたのは、天平五年六月三日の日、もしくは以後何日とは経たない日とわれわれが考えていることは、本論のはしはしで理解していただければ、歌巻整理の実際の営為は、天平四年の暮か天平五年のはじめころには始められていたもので、帰京後の作品は大部分、その行為と併行して詠まれたものと思われる。とすれば、帰京後の作品が、多く旅人の幻影を追いつつなされたとする根拠はここにも求められるわけである。

〔追記〕校正の段階で、古日歌の左注「右一首」に関する村山出氏の新解(帯広短大紀要八)に接した。本稿の論旨に村山説を呼びこめば、古日歌については、本論をさらに強化するまた別な見解が生ずるのであるが、今は原稿に従う。

# サヨヒメ誕生

一

萬葉集卷五には、大伴狭手彦・松浦サヨヒメの悲別を主題とする漢文およびこれに関連する短歌六首が収められてゐる。

大伴佐提比古郎子、特に朝命を被り、使を藩国に奉ず。纒棹して言に帰き、稍に蒼波に赴く。妾松浦姫カガフこの別の易きを嗟き、

彼の会ふことの難きを歎く。即ち高山の嶺に登り、遙に離れ去く船を望み、悵然として肝を断ち、黯然として魂を銷す。遂に領巾を脱きこれを麾く。傍の者涙を流さざるなし。因りて此の山を号けて領巾麾の嶺と曰ふ。乃ち歌を作りて曰はく。

右はその漢文序の部分である。この漢文序を誰が書いたかについては、大伴旅人説、山上憶良説があつて今に決しない。この作者の問題についても後に触れたいが、本論の目的の重点は作者ではなく、

吉井巖

この漢文序の内容がもつ性質にある。具体的に言へば、サヨヒメの領巾振りや頂点とする狭手彦サヨヒメの悲別の物語が、作者以前にすでに伝説として存在し作者はこれに多少の文学的修辭を加へて記述したにすぎないのか、あるいはかかる伝説はまだ作者以前に生まれてはゐらず、作者によつてはじめて形成せられたものであるのか、その点を考へてみたいのである。

狭手彦サヨヒメの物語を記述したもののなかで、ここにあげた萬葉集の漢文およびこれに関連する歌がもつとも古いものであることは、かかる問題提起の可能性をまづ保証しうると考へる。

さて、本論の目的とした問題について、これまでに論じたものは、小見の限りではまだ見出せない。

さよひめの事、まことにあはれにやさしき事ながら、憶良の此歌によりて、世の人あまねくこれをしれり。――代匠記初稿本――

此山はいまだ見ねども其いはれによりて憶良のよめるなるべし。

—略解—

佐用比売の領巾振山の伝説は……よほど有名な譚であつたと見える。  
—全釈—

以上のやうな諸註の記述は、いづれも作者以前における伝説の存在を当然のこととして認めてをり、伝説の非存在の可能性についてはいささかの疑念もさしはさんではゐない、と言ふべきであらう。そして、かかる態度は、狭手彦サヨヒメの物語を論ずるすべての人々に共通してゐるのではないかと推定される。

松村武雄氏<sup>①</sup>は肥前国風土記および逸文における記述を参照した上で、

かうした変形沈鐘伝説や変形三輪山式説話が、狭手彦・佐用姫伝説からの発展変化であるか、若くは狭手彦と或る女性との情事が

一方に於て佐用姫領巾振伝説となり、他方に於て那古若や弟日姫子の伝説となつたのであるかは、急卒に推断し難いが、……。

として、この伝承の形成についてやや親切に触れてはをられるが、ここでもやはり作者以前における狭手彦サヨヒメ伝説の成立を仮定してをられるし、少くとも類似諸伝承の前に、狭手彦と或る女性との情事々の事実を考へてをられることが知られるのである。すなはち、松村武雄氏は、

史的事実—↓伝承の形成、変化—↓伝承の完成

と言ふ径路を一方で設定し、一方でこの第二の段階に萬葉集記述の伝承が位置づけられるとともに、これら伝承の發生生育は、萬葉集における記述者とは全くかかはりのない所で行はれた、と説いてをられるかに見える。これらのことは、次の文章によつてさらによりあきらかに述べられる。

それ（筆者註—萬葉集の伝承）は、「伝説」なるものの成形核—金米糖に於ける芥子粒に類同するもの—の一としての史的事実そのものからは、既に一步を踏み出して、多少とも伝説化の過程へと動き始めてゐると共に、醇乎として醇なる伝説への変貌は未だ完成してゐない。さうした変貌の機因・傾動を孕みつつも、まだ史実の殻を脱し切れぬ形相に留つてゐる。切言すれば、それは純然たる史実と純然たる伝説との中間にその「場」を占めてゐる。伝説の成形核としての史的事実から、伝説化への過程をとく段階で、松村氏の文章に旅人や憶良の名が全く見えないのは、松村氏が、萬葉集中の漢文序以前に狭手彦サヨヒメ伝説は形成されてをり、漢文序作者はこれに多少の修飾を加へて記述したにすぎない、と考へてをられた証とならう。

さらに、ここに引用した文章について言へば、史的事実—↓伝説の形成—↓伝説の成立、と説かれる松村氏の立場は、伝説形成において



働いたはずの主体への考慮を欠き、素材、それより伝説への生育、成立と言ふ順を追った外面的形態への考察に終始してをられる憾みがある。伝説あるいは伝説的物語は、それを必要とした共同体または個人によつて形成を開始したはずであり、いかなる共同体または個人がどのやうな意図や目的をもつてそれを語らうとしたか、その形成の場がいかなる生育の条件を与へたか、などの伝説形成における主体面の考察を欠くならば、その伝説の意味は遂に見出し得ないのではあるまいか。

本論ではかかる立場に立つて、狭手彦サヨヒメの物語を再検討したいと考へてゐる。

## 二

周知の通り、狭手彦サヨヒメの伝承と類似の伝承は肥前国風土記にもあらはれる。

(甲) 褶振の峯郡の東にあり。烽の処の名を褶振の烽といふ。大伴狭手彦連、発船

して任那に渡りし時に、弟日姫子、此に登りて、褶をもちて振り招きき。よりて褶振の峯と名づく。然して、弟日姫子、狭手彦連

と相分れて五日を経した後、人あり、夜毎に来て婦と共に寝ね、暁に至れば早く帰りぬ。容止形貌は狭手彦に似たりき。婦、其を恠しとおもひて、忍黙えあらず。ひそかに統麻をもちて、その人の

欄にかけ、麻のまにまに尋め往きしに、この峯のほとりの沼の辺に到りて、寝たる蛇あり、身は人にして沼の底に沈み、頭は蛇にして沼の脣に臥せりき。忽ち人となりて、即ち語りていひしく、篠原の弟姫の子ぞさ一夜も率寝てむ時や家にくださむ  
時に、弟日姫子の従女、走りて親族に告げしかば、親族衆をいだして、昇りてみるに、蛇と弟日姫子とならびに亡せてあらず。ここに、その沼の底を見るに、ただ人の屍のみあり。おのおのも弟日女子の骨なりといひて、やがてこの峯の南につきて墓を造りて治め置きき。その墓はいまに在り。—肥前国風土記松浦郡—

(乙) 肥前国風土記に云はく、松浦県。県の東六里に帔揺峯あり。最頂に沼あり。半町ばかりなり。俗、伝へて云へらく、昔、松前天皇のみ世、大伴紗手比古を遣りて、任那国を鎮めしめたまひき。時に、みことのりを奉りて此の墟を經過ぎき。ここに、篠原村に娘子あり。名を乙等比売といふ。容貌きらきらしく孤り国色たりき。紗手比古すなはち娉ひてあひき。わかるる日に、乙等比売、この峯に登りみさけて、帔を揺り招きき。よりて名と為すと。

—萬葉集註釈所引、古風土記逸文—

いづれも肥前国松浦郡領巾振嶺にかかはる、萬葉集におけるものと同種の内容と言つてよい。秋本吉郎氏は、甲を肥前国でまとめた甲類風土記、乙を太宰府でまとめた乙類の九州風土記とされてゐる。

さて、萬葉集におけるものとこの甲乙二種の伝承との三者は、精しくみると全く同一ではない。もつとも大きな相違を示してゐるのは甲であつて、ここでは傍線部分で褶振峯の地名起源は十分に尽くされてゐるのに、さらに長く三輪式伝承を語つてゐる。そこで、しばらくこの三輪式伝承の部分に注意してみよう。

この三輪式伝承の部分と、狭手彦と女との交情および別離、女の領巾振りの内容とする部分とは元来別々のものであつたに相違ない。そこで、甲類の風土記がこの三輪式伝承をここに語つた根拠を考へてみると、その最大のものゝ、いまに在り。〃と述べられてゐる墓の存在であつて、いはばこの伝承は領巾振峯に現存した墓にかはつて語られてゐた伝説なのである。さらに言ふなれば、領巾振峯の上に沼があり、―井上通泰氏はこれを火口湖かと言ふ。―それは近世において水田をうるほす水源であつたらしいのだが、この沼の存在と、沼と土地の人々とのつながりが、甲類風土記における三輪式伝承を成立させたらしいのである。このやうに考えてみると、領巾振峯にかけてこの三輪式伝承が語られてゐる理由が理解できよう。

さて、この三輪式伝承は乙類風土記においては語られてゐない。さらに精しく言ふならば、その痕跡としての〃最頂に沼あり。半町ばかりなり。〃と言ふ地勢的記述を残してゐるにすぎない。甲乙両

類風土記におけるこの相違は、あるいは、一方が地域により密接する国庁の―より精しく言へば各郡の―編纂になるところのものである。他が九州全体の統括機関であつた大宰府の編纂になるところのものであつたと言ふ、両書の成立上の性格の相違によるものであるかも知れない。

さらに注意を甲類風土記の三輪式伝承の部分に戻さう。この伝承が領巾振りの内容とする伝承と本来別のものであつたとしても、この甲類風土記においては明らかにそれは一続きのものとして記述されてゐる。夜毎に訪れる沼の主について〃容止形貌は狭手彦に似たりき。〃などと記述してゐるのはその用意の一端を示したものである。記述時前後における三輪式伝承の変貌あるいは発展はこればかりではなく、土橋寛氏の説かれるごとく、そこにはさまれた歌謡も〃夜毎に通つて来た蛇男の歌としては「さ一夜も率寝てむ時や」の句は、事実と矛盾するもの〃で、おそらく歌垣に歌はれてゐた独立歌謡がここに転用されたものと見てよい。すなはち、甲類風土記では、本来別々のものであつたと考へられる領巾振り伝承と三輪式伝承とを縫合し、一続きのものとして語らうとしてをり、乙類風土記では三輪式伝承の場面となつた沼の存在の地勢的記述を行つてゐるが三輪式伝承には触れてゐない、と言ふことができるのである。さらにもつとも時代の古い萬葉集のそれにおいては、三輪式伝承の影

は全くない、と言ふことも注意しておくべきかと考へられる。

さて、この三輪式伝承はもちろん崇神記に語られてゐる三輪山の蛇神と活玉依毘売との神婚説話に酷似する。そして、この三輪山の説話は、聖なる山としての三輪山とこれを祭祀する大三輪氏との密接な宗教的関聯のもとに発生し、保持せられたものと思はれる。おそらく、甲類風土記における三輪式伝承も、領巾振峯なる聖なる山と、これと深い関係をもつ有力な在地氏族との関聯のもとで保持せられた伝承ではなかつたであらうか。ただ、活玉依毘売の生んだ神の子が大三輪氏の祖先と語られるやうに、三輪山の説話は、聖職としての大三輪氏の祖先伝承ともなつてゐるのに対し、甲類風土記のそれは、直接祭祀氏族の祖先伝承となつてゐない相違がある。いはば、甲類風土記の三輪式伝承は在地のいかなる利益とも結びつかない形になつてゐるのである。このことは、この三輪式伝承が、本来この土地で生まれたものではなく、聖なる山の頂の神秘なる沼とそこに存在する墓の由来を語るために、他より受け入れられたものであらうことを推定させる。松浦のこの領巾振峯の一帶には、針で魚を釣る呪儀を行つたり（応神記、肥前国風土記松浦郡）、呪具である鏡を所持してゐたり（肥前国風土記、鏡の渡条）、呪具の領巾を振つたりする呪的世界の女性が多く存在してゐたのである。これらの女性と神秘的な沼とその沼のほとりの墓との民俗的風土的説明と

して、三輪式伝承は受け入れられたと考へられる。そして、その説話の母胎の場所が都近くの三輪山であつたにせよ、説話自体のもつ性格は、神人交渉と言ふきはめて古朴なものであることも同時に考慮しておかねばならない。

### 三

甲類風土記における三輪式伝承がきはめて古朴な伝承であつたのに対して、中央貴族にして將軍であつた大伴狭手彦と、領巾振る女性との話は、男女の情話であり、花やかさと悲しみに溢れた一篇の斬新なロマンスであつたとしなければならぬ。外面的には、領巾を振つて、昔ながらの招魂の呪術を行つてゐるかに見える女さへ、この話ではもうそんな古びた女の姿にはなつてゐない。そこには、別れ行く男への、絶望的な悲しみの、豊かな人間的な情緒がたたへられてゐる。

甲類の肥前国風土記では、この新旧両話が同じ領巾振峯で語られてゐるわけだが、後者の情話が存在したところへ、さらに前者の古朴な伝承が受け入れられることはまづあるまい。領巾振峯について三輪式伝承が語られてゐた時代があつて、やがて、これとは別のより新しい人間的情感の世界から、悲別に際して領巾振る女の話が生まれてきた、と考へるのがきはめて自然のやうに思はれる。

そして、肥前国風土記成立の当時には、新旧両話が別々に存在してゐたのであるが、甲類風土記では、それが各郡で在地の伝承をまとめたと言ふ性質上、在来からの伝承への愛著と言ふ気持ちもあつて、三輪式伝承も捨て去りがたく、これを領巾振る女の話に縫合して記述するに至つたのであり、乙類風土記は、それが在地的感情とは比較的疎遠な大宰府で編まれたと言ふ性質上、三輪式伝承はあつさりとして捨て去られるに至つた、と言ふ次第になつたと考へられるのである。

そこで、次にはこの斬新な情話はどのやうにして生まれたか、この問題について考へてみたい。

甲類の肥前国風土記「鏡の渡」条では、狭手彦と交渉をもつ女性を「篠原村の弟日姫子」とし、これを「日下部君等の祖」とする。女を篠原村の人とすることは、先掲乙類風土記領巾振峯条でも同様であつた。

ここに名を示された日下部君は、甲類風土記領巾振峯条につづく賀周里条にも、次のごとく

昔、この里に土蜘蛛あり、名を海松樞媛といひき。纏向の日代宮に天の下しらしめしし天皇、国巡りましし時、陪従、大屋田子日下部君らが祖なり。を遣りて、誅ひ滅ぼさしめたまひき。

とあり、さらに、甲類の豊後国風土記日田郡鞆編郷条にも

昔、磯城嶋宮に天の下しらしめしし天国排開広庭天皇のみ世、日下部君らが祖、邑阿自、鞆部に仕へ奉りき。とあらはれる。

この鞆部として仕へた日下部君が名代子代の民であることに鋭い考察を加へられたのは井上光貞氏<sup>⑥</sup>および直木孝次郎氏<sup>⑦</sup>である。今、両氏によれば、この日下部君は、君の姓をもつことでもあきらかなやうに国造級の在地豪族であり、在地にあつて名代子代の部民を統率しつつ、ある期間には、官人層の一端につながる鞆部として、支配下の民を率ゐて都に上番出仕し、大伴連の管掌下に入つてゐたことが知られる。この日下部君の鞆部としての職掌は、直木氏によれば、鞆丹比連のごとく鞆部を氏の名としてゐないところからみて、世襲の職ではなく持廻りによつたものであると解されてゐる。豊後国日田郡の日下部君の鞆部としての職掌は、そのまま肥前国松浦郡篠原村の日下部君や賀周里の日下部君にも適用してよからうと思ふ。氏と姓を同じくする地方氏族であり、加ふるに、賀周里の日下部君について景行天皇の陪従であつたとする伝承が語られてゐるのは、日下部君が鞆部として中央政府の軍事力の一端を担つてゐたこととの別表現であるとも考へるので、篠原村の日下部君にも鞆部としての職掌のあつたことを認めておきたいのである。

また、豊後国日田郡の日下部君は、同国同郡の天平九年正税帳に

も次のごとく名を見せる。

少領外従七位上勳十等日下部君大國

従つて、肥前国松浦郡篠原村の日下部君も、天平前後の時代において、郡司たるべき階層の氏族であつたことが推定せられる。

さて、篠原村の日下部君が靱部として都に上番出仕したのは何時頃のことか不明ではあるが、豊後国の日下部君が欽明朝すなはち六世紀中頃に靱部となつてゐることから思へば、篠原村の日下部君の上番出仕もほぼ同じ年代の頃と言ふ推定がつく。

以上のやうに、狭手彦と情交のあつた女性に關聯する日下部君が、在地にあつては名代子代の民を統率する君姓氏族であり、天平頃には郡司たるべき地方豪族であつて、かつては六世期中葉頃靱部として都に上番出仕したことも予想される氏族であることがわかつた。

これに対して、大伴連狭手彦はもちろん実在の人物である。

二年の冬十月の壬辰朔、天皇、新羅の任那に寇ふをもつて、大伴金村大連に詔して、其の子磐と狭手彦とを遣して任那を助けしむ。この時に、磐、筑紫に留りて、その国の政をとりて三韓に備ふ。狭手彦、往きて任那を鎮め、また百濟を救ふ。—宣化紀—  
八月、天皇、大將軍大伴連狭手彦を遣して、兵數萬をゐて高麗を伐たしむ。狭手彦、すなはち百濟の計をもて高麗をうち破りつ。

その王、墻をこえて逃ぐ。狭手彦、遂に勝にのりて宮に入りてこ

とごとくに珍宝賂・七織帳・鉄屋をえて還り来れり。……

……一本に云はく、十一年に大伴狭手彦連、百濟國と共に、高麗の王陽香を比津留都におひ却くといふ。

—欽明二十三年紀—

なほ、三代実録、貞觀三年八月十九日条の伴善男の奏言にも、狭手彦は金村の第三男とあつて宣化欽明兩朝における外征のことが述べられてゐる。

しかし、これらの狭手彦についての記事には不審な点が少なくな

い。  
まづ欽明二十三年紀の記事であるが、大系本頭註が高句麗への陸路進攻に疑問を示してゐるほかに、次の状態に注意しなければならぬ。この年春正月条に「新羅任那の官家を打ち滅す」と書紀本文は述べ、その註にも「一本に云はく、二十一年に任那滅ぶと云ふ。」と記してゐる。従つて、欽明二十三年条に記述されてゐる紀宿禰男麻呂を大將軍とする新羅との戦ひについてはまだ首肯されるところはあるが、狭手彦による高句麗への侵攻は当時の状態、日本の国力から考へて納得しがたいところがある。そこで、大系本頭註説のごとく、これを分註にある欽明十一年のことと考へればどうか、言ふ道もあるのであるが、欽明十一年にも狭手彦の高句麗への外征はあり得ないと考へられるのである。その根拠は次のごとくである。

書紀をみると、なるほど百済は高句麗の南進に苦しんで八年四月にも救援の軍をわが国に乞ふてゐる。そして、九年正月には帰国する百済の使に我が国は救援軍の派遣を約した、とある。しかし、九年四月に来朝した百済の使者は救援軍の中止を申し出、十年六月には、我が国も救援軍の中止を承認してゐる。この間の事情を、末松保和氏<sup>⑨</sup>は、新羅の救援による馬津城戦の状況の好転（欽明九年正月）、それ以後、欽明十二年における百済の故地六郡の回復など、百済新羅連合軍による高句麗軍撃破の状況に求められてゐる。以上の状況によれば、欽明十一年にも狭手彦による大軍派遣はなかつたとしなければならぬ。

次に宣化二年の外征について考へよう。

この前後の時代は百済新羅二国による任那蚕食の時代であつた。そして、継体紀六年条に見える百済への任那四県割譲からみれば、当時の政治的指導者であつたと思はれる大伴連金村の策は、百済による任那の防衛存続であつたやうに思はれる。従つて、任那の金官国の新羅投降、宣化元年における諸国屯倉の穀の筑紫那津への集結などの緊張した対半島状況のなかで、金村がその二子を將軍として半島への戦ひに赴かせたことは了解できる。従つて、宣化二年における狭手彦の外征はありえたであらう。しかし、それから約一年ばかりを経て欽明元年大伴連金村の政治的失脚が見えることは重要で

ある。翌欽明二年百済新羅二国は和を結ぶが、これらの事は、狭手彦らの外征が何ら本質的な意味での効果をあげえなかつたことを示してゐる。

以上狭手彦の外征について検討を加へてきたが、その結果次のやうなことが理解される。

狭手彦はおそらく宣化二年頃の外征將軍であつたらうが、その外征の成果は期待されたものではなかつたに相違ない。従つて、筑紫君磐井の叛乱に内蔵されてゐた九州地方の国造たちの不満を、解消しうるやうな何らかの利益を九州諸地方にもたらしえた將軍であつたと思はれないのである。

第二に、狭手彦の外征將軍としての伝承は、欽明紀にみえるごとく、過度に華やかに拡大されてきた傾向がある。そして、その傾向助長の担ひ手は——大伴連氏に功績高い外征將軍のなかつたこともあつて——おそらく大伴連氏であつたと考へられる。そして、この傾向は平安初期の伴善男の奏言にまでつづいてゐると言へる。

さて、篠原村の日下部君は六世紀中葉頃、靱部として都に上番し、大伴連金村の管掌下にあつた可能性があり、狭手彦もこの頃に外征將軍として活躍した人物とすれば、ここに狭手彦と日下部君との關聯が見出せる。従つて、萬葉集をはじめとして肥前国風土記に見出しうる領巾振りの悲話は、この歴史上の關聯を契機として生ま

れたものと考へることが可能となる。

しかし、先に述べた狭手彦の外征將軍として九州諸地方に与へた影響や、金村の時代をもつて大伴連氏の勢威が一時衰運をたどる状態を考へるならば、この可能性に危険な檻穽のあることを感ぜざるをえない。なぜならば、篠原村の日下部君が中央貴族である狭手彦と物語の上で結びつくのは、その結びつきがみづからの社会的地位の向上に寄与するためであつたに相違ないからである。衰退に向ふ大伴連氏に、また地方人民に苦しい戦ひと補給とを要求したにすぎない外征將軍に、みづからを關聯させて語るべき必然性は認められない。

それ故、六世紀中頃における篠原村の日下部君と大伴連との關聯は、まことに魅力的な關聯には違いないが、この時を契機として、直ちに萬葉集や風土記における領巾振り物語の成立とはならなかつたことを認めねばならないのである。後述するごとく、この両氏の六世紀における關聯は、領巾振り物語の成立と無關係ではなかつたが、六世紀における日下部君の都への上番の意義は、三輪式傳承の吸収と言ふ程度にとどめておく方がより適切なものとなる、と考へられるのである。

#### 四

それでは大伴連狭手彦を主人公の一人とする領巾振りの物語はいつ成立したのか、そして、この領巾振りの物語と篠原村の日下部君とはどのやうにかかはるのか、本節ではこの問題を中心に考察を進めて行きたい。

まづ、領巾振りの物語は、大伴宿禰旅人の太宰府在任中、さらに限定すれば、本論冒頭に掲げた萬葉集歌の制作時、天平二年に成立したものと考へられる。その根拠となるものを次にあげよう。

領巾を振つて狭手彦と別れた女の話は記紀のどこにも見えない。このことは記紀成立の当時、狭手彦に關して領巾振りの話が傳承されてゐなかつた一証となりえよう。狭手彦の華やかな外征勝利の記事がみえる欽明二十三年紀の条には、先述したごとく、新羅との死闘の記事があり、その挿話として

韓國の城の上に立ちて大葉子は領巾振らす見ゆ難波へ向きての哀唱を含む調吉士伊企儼の妻・大葉子の話が語られてゐる。また、外征將軍の妻の話としては、雄略紀に紀大磐宿禰の妻の話、継体紀に毛野臣近江の妻の話と次の歌、

枚方ゆ笛吹き上る近江のや毛野の若子い笛吹き上る

が語られてゐる。これらによれば、もし狭手彦に關する領巾振りの話が存在してゐれば、狭手彦傳承を華やかに語らうとする意図とも相まつて、領巾振峯の傳承は紀に掲げられたと思ふ。

第二に、物語の主人公についての問題がある。領巾振峯にかかはる物語を含めて、九州風土記には肥前国松浦郡鏡渡条、筑前国風土記逸文うちあげの浜条、逸文薩摩国竹屋村条に男女交情の記事がある。これらのうち、最後のものだけがニギノ命と竹屋村の女との話で、他はいづれも大伴連狭手彦を主人公とする。九州の風土記にあつては男女交情の話は稀であると言へるのに、そのほとんどが狭手彦を主人公とする話であると言ふのは注目し得る。薩摩国竹屋村条のやや神話がかつた話を例外として、都の貴族と地方の女との交情と言ふロマンティックな主題を九州の風土記に持ちこんだのは、大伴氏の関係者である、と考へられる公算が大きい。

さらに言ふならば、諸物語において、男主人公は狭手彦に固定してゐるのに、女主人公の方は、松浦サヨヒメ、篠原村の弟日姫子、弟姫、那古若とさまざまであるのは、これらの話が狭手彦を基点として展開し、各地域に結びつくとその土地の女が登場すると言ふ形になつて行くのを推察させる。領巾振りの物語にはやはり大伴氏の影が濃い。

またさらに言ふならば、女主人公を松浦サヨヒメと呼ぶ立場と篠原村の弟日姫子と呼ぶ立場には、大きな相違がみられる。松浦サヨヒメの松浦は郡名または一地方の総称と考へられ、女を松浦の地名で呼ぶのは、領巾振峯がそこにあるだけの理由であつて、主として

作者と物語とを結びつけるのは文芸的関心であり、松浦なる地域への特別な関心は薄いと考へてよい。これに対して、篠原村の弟日姫子と言ふ把握の態度は、文芸的興味を利用した、地域への強い愛着である。あるいは篠原村在住者の社会的主張を濃く示してゐると思はれるのである。そして、領巾振峯の伝承では、前者が早く萬葉集にみえ、後者が後に風土記にあらはれる。この現象は、萬葉集が文芸の書であり、風土記が地理風俗の書であることから当然起るべくして起つた相違と思はれるかも知れない。しかし、萬葉集でも、虫麻呂は伝説中の女を、勝壯鹿(郡名)の真間の手兒奈(一八〇七)、葦屋(郷名)の菟名日(郡名)処女(一八〇一)などと把握してをり、松浦サヨヒメと言ふ把握が地域的関心といささか離れた文芸的関心によるものと考へるべきであることを示してゐる。

以上をもつて言へば、狭手彦を主人公とする領巾振峯での物語は、日本書紀成立以後、大伴氏とかかはりのある誰かが、松浦地方で生育してゐた伝説をそのまま語り伝へたのではなく、文芸的な関心から語りはじめたと言ふ可能性が生じてくるのである。

大伴氏とかかはりのある者が文芸的関心から語りはじめたものがサヨヒメの領巾振りの物語であつたとすれば、そして、残された記述例のなかで最古のものが萬葉集中のものであつてみれば、我々は萬葉集中における記述をさらに精査してみなければならぬ。そし



て、萬葉集中の記述がいかなる要因と直接の動機とによつて制作されるに至つたかをあきらかにしうるならば、それが領巾振り物語の最初のものであつたことを、より一層明確にしうるものと考へられる。

## 五

萬葉集中の領巾振り物語が文芸的關心によつて記述されたことはすでに述べた。これについてはさらに精しく後述する筈であるが、今かりにこの文芸的關心を制作の内部要因とするならば、領巾振り物語はこのほかに外部的要因とでも呼んでおきたいものに促されて制作されるに至つたことが、その記述の上からうかがはれる。

本論冒頭に掲げた萬葉集中の漢文に注意してただかう。この漢文の内容に我々が興味を覚えるのはもちろん狭手彦とサヨヒメとの悲別である。しかし、この漢文が因りて此の山を号けて領巾摩の嶺と曰ふ。と結んでゐるところからみて、作者の意図は、領巾摩嶺の地名を説明することに重くかけられてゐたことも確かである。この漢文序につづく三首が、山名に囚はれすぎてゐるものが多く、と武田祐吉氏の全註釈に評されるごとく、山名への興味を中心に歌はれてゐるかにみえるのも、その余勢であらう。そして、かかる漢文序は萬葉集において他にはみられない。そして、同種の文章は風

土記においておびただしく見出される。このことを我々は今まで輕視しすぎてはゐなかつたであらうか。

一方、秋本吉郎氏は、その編述方針の類似する点からみて、九州諸国の風土記の編述者に、常陸国風土記を編述した藤原宇合を想定してゐる。そして、その時期を天平四年、宇合の西海道節度使就任後と考へられた。しかし、養老年中に常陸国風土記の成立があり、風土記作製の機運の高まりの一つがこの時期にあつたとすれば、また風土記なる書物そのものが中国にならつてのものであつたとすれば、養老につづく神龜末年より天平二年にかけて筑紫に在住した大伴旅人に、風土記への關心が全くなかつたと考へることはむづかしいであらう。たとへば風土記の成立が宇合の在任時であつたとしても、それは宇合によつて初めて着手されたのではなく、旅人の在任時より用意されたものが材料として使用されたことを推定してよいと思ふ。常陸国風土記に多かつた中臣藤原二氏にかかはる名(七)が九州の風土記ではほとんどなく(逸文に一)、逆に他の風土記では大伴関係者の名はきはめて少い(二)のに、九州の風土記では狭手彦の名が多くみえる(四)と言ふ現象も、九州の風土記における旅人のある程度の関与を考へた場合、理解しやすい現象とならう。さらに、肥前国風土記において篠原村の日下部君と狭手彦とが結びついてゐるのも、かつて日下部君が鞆部として上番出仕し大伴連

の管掌下に入つてゐた記憶が、大宰帥としての旅人の着任を契機としてよみがへり、みづからを狭手彦松浦サヨヒメの物語に結びつけて行つた結果であると理解できる。

以上のやうに、狭手彦サヨヒメの物語は、大宰帥としての旅人の風土記への関心を外部的要因として、旅人関係者によつて作られ、在地豪族の社会的関心のうちに育てられて行つた、と理解するのに便なるところがあるのである。

さて、私は先に、狭手彦サヨヒメの物語は文芸的関心を内部要因として生まれたものと考へた。そこで、この文芸的関心と言ふことをめぐつて、さらにこれを具体的に理解してみようと思ふ。

萬葉集中の漢文のなかの、「磯棹言帰」「嗟此別易歎彼会難」「悵然断肝黯然銷魂」などの表現が、文選別賦および遊仙窟を源泉として、その詞句の摸倣や応用によるものであることは、代匠記以下に説くところであり特に小島憲之氏の説に精しい。<sup>⑪</sup>これらの詞句のうち、後二者の記述は、物語の展開を述べた部分ではなく、主人公サヨヒメの心を述べた部分であつて、しかもこの部分以外にはサヨヒメの心情を語るところはない。すなはち、作者は物語の主人公の心情表現をすべて中国より借りた詞句によつて行つてゐるのである。

このことは、作者の文芸的関心がどのやうなものであつたか、を考へる上で重要である。それは、作者の文芸的関心そのものもまた

中国文学を源泉とするものであつた大きな可能性を示唆する。あるいはサヨヒメ悲別の発想そのものも神異経などの、国難に赴く夫を貞女が山上に見送りそのまま石に化したと言ふ、望夫石伝説に源泉を發したものでなかつたらうか。特に、旅人を中心として風土記作成の機運が高まつてゐたとすれば、小島憲之氏の<sup>⑫</sup>上代人の地誌編纂のための地理的地誌的概念は、これらの志怪異聞の小説類或は史書地理志などの漢籍によつて次第に得られたものと云へる。〃との発言は注意すべきであつて、作者と神異経との距離は近かつたと言ふことができる。

この推定に対して、あるいは次のやうな疑問が提出されるかも知れない。領巾塵の嶺の物語には、望夫石伝説の基点となつてゐる望夫石が語られてゐないではないかと。しかし、この疑問に答へることは簡単である。望夫石伝承は、嶺における奇石を契機として吸収されたのではなく、伝説に含まれた悲別の悲劇性への文芸的共感と、直接には、そこで領巾振りの呪儀が行はれてゐたと言ふ領巾振嶺なる山名への興味を契機として採用せられたと考へればよいのである。結果として望夫石は消え去り、領巾塵嶺の地名起源伝承と化したのはそのためである。

さて、領巾振りの物語が神異経などの望夫石伝説に由来することについて述べてきたが、ここで今一つ、かかる望夫石伝説に対して

当時の貴族たちが特に文芸的共感を持ちえたことの事情についても考へておかねばならない。

この事情を考へる上で参考となるのは、例の漢文中に使用されてゐる「嗟此別易歎彼会難」の語句である。この語句は集中で今一つの次のやうに使用されてゐる。

右大宰帥大伴卿兼任大納言向京上道。此日馬駐水城顧望府家。于時送卿府吏之中有遊行女婦其字曰兒嶋也。於是娘子傷此易別嘆彼難、会拭涕自吟振袖之歌。

— 6・九六六左註 —

ここでは都へ去りゆく旅人を見送る遊行女婦・兒嶋の心中を述べる表現として、類似のものがみえる。

去りゆく貴族としての旅人と狭手彦、これに別れを惜しむ兒嶋とサヨヒメ、見送る女性はいづれも高所に立つて、或いは領巾を振り、或いは袖振り歌を吟ずる。一方は劇的な悲別のロマンスの世界であり、他方は繰り返される日常に近いありふれた貴族と地方の女との別れである。しかし、この両者の女性の場合の心情表現にほぼ同一詞句が使用されてゐることは、人をかへて繰り返される都の貴族と地方の女との別れの日常的な体験のつみ重ねが、狭手彦サヨヒメの激しい悲別のロマンスを支へるものであり、前者の悲劇的情話が後者の日常的体験の上に要請され受容されたことを語つてゐる。旅人を中心とする貴族たちが中国の望夫石伝説に深い文芸的共感を

覚え、それが領巾振りの地名起源伝承となり、やがて風土記に記述されるに至る、その必然的成行きが、実はここに見られると考へられるのである。望夫石伝説への文芸的共感は、いつどのやうな環境においても可能であつたのではなく、都の貴族と地方の女との別れの体験が一般的な社会の現象となり、その体験から生まれる一人一人のささやかな悲しみが、多くの人と広い地域に拡がつて、山の地名起源伝承としても十分容認されるほどの、さう言ふ時と環境においてでなければならなかつた筈である。私が、領巾振りの物語の成立を六世紀中葉に認めなかつた理由の一つもここにある。それは中央政府の支配が各地方において直接となる、中央集権的官僚制度の成熟をまたなければならなかつたと思ふ。北九州においてそれが何時であるかはあきらかにしえない。北九州が対半島への門戸であつたことからみて、中央官人の北九州派遣は早かつたに相違ない。筑紫大宰の名がはじめて見えるのも推古十七年四月紀である。しかし、わが国における官僚制度の成熟と中国詩文のわが国への浸透との両者を共に考へた場合、藤原京および奈良京の時代がもつとも適切なものとなるのではなからうか。そして、わが文学史において中国詩文の影響が際立つて著しくなる奈良朝初期、すなはち旅人の時代が特に注目されねばならぬことは言ふまでもなからう。

## 六

前五節において私は領巾振りの物語が、風土記述作と言ふ外部的要因や、中国文学への文芸的関心、さらにこの内的要因とも言ふべきものを可能にした官僚制度の成熟などを論じて、旅人の大宰帥在任時代、天平二年に創作されるに至ることを推定した。

本節では最後に、萬葉集において領巾振りに関する漢文序ならびに和歌が創作される過程に考察を移して、前節までの推定をさらに補強しようと思ふ。

萬葉集では、梅花宴にかかはる歌群が漢文序を伴なつて巻五、八一五番歌より八五二番まであり、これにつづいて松浦仙媛にかかはる旅人の漢文序ならびに和歌が八五三番歌より八六三番歌まで並べられてゐる。次に、おそらく旅人からこの二群の作品を贈られたと推定される吉田宜の書簡ならびに和歌がこれにつづき、武田祐吉氏の説かれるところによれば、天平二年七月八日、同じく松浦仙媛にかかはる漢文序と和歌を、旅人邸の七夕の集会において（8・一五二三―六参照）示された憶良が、八六八番歌より八七〇番に至る和歌とこれにかかはる漢文序を含む一群の書簡を七月十一日旅人に謹上したとする。

実はこの憶良の謹上の和歌のなかにサヨヒメ領巾振りの内容は

じめて歌はれてゐるのである。

5・八六八 松浦瀉サヨヒメの子が領巾振りし山の名のみや聞きつ

つをらむ

そして、これに松浦サヨヒメの物語にかかはる漢文序と短歌五首がつづき、以後憶人の旅人への惜別歌が七首並べられて、最後に、天平二年十二月六日筑前国司山上憶良謹上、の文字が附せられてゐる。

かかる順序様態からみて、まづ次のことが言へる。

漢文の部分を含んで八五三・松浦仙媛に関する歌群より八七五・松浦サヨヒメに関する歌群までのうち、吉田宜の書簡文およびその和歌四首を除くと、旅人と憶良との二歌人によつて、松浦を舞台とし、そこに住む呪術的世界の女性を素材とした松浦仙媛と松浦サヨヒメの二人の女性が歌はれてゐる、と考へることができる。しかもこの松浦仙媛と松浦サヨヒメとの両歌群は、武田祐吉氏の説かれたやうに、天平二年七月八日の七夕集会において旅人が憶良に、自作の松浦仙媛歌群を示してゐたと考へられることからみて、相互に無関係に成立したのではなく、松浦仙媛の歌群の成立に促されて松浦サヨヒメの歌群が成立するに至つたと想定されるのである。

憶良の七月十一日附の書簡と歌は、松浦仙媛歌群に対するまづ最初の反響と考へられる。

ではここで憶良はどのやうに反響してゐるであらうか。先掲したやうに憶良は八六八番歌でサヨヒメが領巾を振つた山の名をあげてゐる。さらに八六九番歌で、

たらしひめ神の命の魚釣らすとみたたしせりし石を誰見き

と神功皇后の年魚を釣られた伝承の石について歌つてゐる。ここにみられる憶良の反響の姿勢は、旅人によつて非現実の世界につれ去られた松浦の女を、再び領巾振峯の領巾振る女や春に松浦川に糸を垂れる女などの現実の世界に引戻してゐると言へる。同時に憶良は旅人の非現実の世界とは違つて、これらの女性を歴史的事在の世界においてゐる。従つて、憶良の反響は、現実へ、歴史的世界へ、と言ふ方向で捉へられたとしてよい。そして、かかる経緯からみれば、八七一番以下五首の松浦サヨヒメに関する漢文と短歌は、憶良のこの方向における、旅人の松浦仙媛歌群への第二次の、そして最終的な反響ではなかつたかと考へられるところがある。

さて、本論冒頭に述べたやうに、松浦サヨヒメに関する八七一番以下五首にわたる漢文と短歌の作者については異論がある。しかし後二首の作が憶良であることについては、用字の上からの澤瀉先生の説、歌風の上から論じられた清水克彦氏の説があつて、ほぼこれに従つてよいと考へられる。ただ漢文序とこれにつづく三首については、不明の何人かとする説、旅人説の両説を澤瀉先生が提出して

をられる点に注意を払ふ必要がある。先生の旅人説の論拠は巻五の編輯手続き上からと用字の上からとより成るが、前者は推定にすぎず、論拠の主眼は用字の上にあると思はれる。さらにその用字は、他に松浦河の作(八五四)にしか見えない八七一番の「返」と、巻五では旅人作に五例(八七一、八七二、八五〇、八五一、八五三)と三島王の作に一例(八八三)の使用をみる「必」にしばらくられる。

しかし、八七一番歌は、先生も認められるやうに、そのなかの比米の「米」は誤写の可能性大であり、かかる誤写例の存する個所であることを思ふと、この「返」も二六〇番歌にみられるやうな「遍」から「返」への誤写かも知れないのである。また、必の仮名は三島王が使用してゐるのであれば、憶良の使用も可能性のあることであり、これも旅人説の決定的な論拠とはしえない。

大体、用字の事は傍証にこそなつても論拠としては不十分なものと考へられる。例へば、八五五番歌より八六三番歌まで、旅人作と考へられる九首のうち松浦の地名は八首にみえるが、七首までは麻都良であり八五七番歌だけが末都良とある。しかし、このことから八五七番歌の作者を疑ふことはできない。

松浦サヨヒメに関する五首も「ただ一つづきに記載されてゐる」そのなかに「一線を引くべき処置はとられてゐない」のであるから、成心なく見ると、天平二年七月云々の左注がA(筆者云、八

六八〇(八七〇)のものであるやうに、天平二年十二月云々の左注はB—E(筆者云、八七一—八八二)のものであると見るのが至当ではなからうか、とされた先生の最初の想定がよいのではなからうか。

このやうにサヨヒメ領巾振りに関する五首がすべて憶良の作であるならば、旅人の松浦仙媛歌群に対して、まづ七月十一日書簡の六八番歌で憶良が相応じた世界の、二次的にして本格的な展開がこのサヨヒメ歌群であつたと考へることに何の支障もない。

そこで改めてこの両歌群の関係について検討してみよう。

まづ、両歌群は、漢文序による物語的世界の展開と、人をかへて歌ひつがれる短歌群とによつて成つてると言ふ外面的様態を共通にしてゐる。さらに、先述したごとく、松浦を舞台とし、松浦の呪的世界につながる女性を素材としてゐることも共通点をもつてゐる。そして、その相違は、旅人にあつては女性は神仙の女でありこれに配する男は蓬客であるが、憶良では、女は過去に実在した女でありこれに配される男もまた実在の大將軍であつたことである。すなはち、旅人と憶良とは、共通の場面と素材とから出発しながら、一は神仙的浪漫の世界へ、一は歴史的伝承の世界へと展開してゐることがわかる。ただし、憶良のこの旅人への反響は決して反撥ではなく、物語を大伴連狭手彦にかけて語つてゐるやうに、多分に旅人

の意を迎へたところがあるが、また憶良の得意ではない情話的世界に敢へて相反響したと言ふところはあつたが、両者の相違は著しい。

両歌群は以上のやうに多くの共通点と相違を含みつつ展開してゐるのであるが、ここでこの両歌群が対立しつつ相反響しえた基盤には、より注目すべき共通の意図が認められるのである。それは、旅人憶良両歌人が中国文学憧憬のなかに育ててきた、中国文学的発想による新文学の創造と言ふことであつた。両歌人が性格と境遇と指向とを異にしながらか、筑紫において歌作を楽しみ、反響しうる文学的世界を作りあげたのは、両老歌人のなかに燃えつづけてゐたかかる共通の文学的志向であつたと思ふ。

旅人の松浦仙媛歌群を示された憶良が、都へ去りゆく同志的上官に対して、風土記述作と言ふ旅人の日頃の願望や、大伴氏顕彰と言ふ旅人の意中を含みつつ、領巾振峯にかけて最後の反響する世界を創造したのがこのサヨヒメ領巾振りにかかはる歌群ではなかつたか。従つて、松浦仙媛歌群が旅人の創造の世界であるならば、憶良のサヨヒメの世界も創造された世界であると考へるべきである。旅人の松浦仙媛の世界に対して、憶良が、伝承されてきた伝説を、たゞ漢文と歌をもつて記述し、これを謹上したとは私には考へられなないのである。

## 七

本論において、私は松浦サヨヒメとその悲別の情話が憶良によつてはじめて作られ、歌はれたものであることを説いてきた。それは旅人の松浦仙媛や琴娘子などの非現実的世界だけが奈良朝貴族による創造の世界ではなく、一見古来よりの伝説と考へられるものも、先進文化である中国文学を成立の源泉として創始せられたものではないか、と言ふ立場に立つての提案であつたつもりである。多くの推定の上に立つ私見はなほ堅固なものではない。しかし、この問題は古代文学史を考へる上にも重要な問題の一つであると信じる。敢へて仮説を提供して諸賢の叱正を乞ふ由縁である。

## 註

- ① 「萬葉集伝説歌考」、『萬葉集大成1』所収
- ② 「九州諸国風土記の二類別」、『風土記の研究』所収。なほ、九州における甲乙風土記の成立年代については諸説があるが、甲乙両類ともさしたる年代の差なく成立したものであり、かつ両書ともに日本書紀成立後の成立とする秋本氏や小島憲之氏の説（『風土記の述作』、『上代日本文学と中国文学下』所収）に従つておく。

## ③ 『肥前国風土記新考』

サヨヒメ誕生

④ 『大宰府管内志』

⑤ 「歌垣の歌」『古代歌謡と儀礼の研究』所収

⑥ 「古代国家の軍事的基礎」『日本古代史の諸問題』所収

⑦ 『日本兵制史の研究』

⑧ 日本古典文学大系『日本書紀下』の頭註に「このころはすでに新羅が漢城・南平壤の地を領有して、海路以外には高句麗に進攻する途はないから、あるいは下の分注の一本に十一年とあるのが正しいかもしれない。」とある。

⑨ 『任那興亡史』

⑩ 一例をあげると、体系・日本歴史1『古代専制国家』（九一頁）に「これまでたびたびの軍兵派遣に兵士・武器・馬・食糧などの徴発に応じてきた北九州の豪族・農民たちであつたが、鬱積した不満が爆発したのであつた。」と磐井の反乱の因を説く。外征の不成功は五世紀前半頃までのやうに多くの分前を北九州にもたらさなくなつてゐたのである。

⑪ 『上代日本文学と中国文学中』

⑫ 『上代日本文学と中国文学上』

⑬ 「憶良作品攷」『萬葉歌人の誕生』所収および『萬葉集註釈卷五』

⑭ 「憶良作品攷続貂」『萬葉論序説』所収

⑮ 旅人説は『萬葉集注釈卷五』、不明者説は先掲前著。

⑯ 引用文はすべて「憶良作品攷」による。

### 追記

大浜巖比古氏は「卷五について考へる」（『萬葉学論叢』所

収）のなかで、領巾振嶺の歌について「旅人と憶良との文雅の楽しみはここに終焉を告げなければならない。旅人は最後の命題として、自らにゆかりのある大伴佐提比古郎子と、憶良のうたつた佐用姫の伝説をとりあげたのである。このとりあげ方は暗示的である。その序文に於いて海彼に去る佐提比古に自らを擬し、嘗て佐用姫をうたつた憶良を、此岸にとゞまる佐用姫に擬し、裡に憶良との断ち難い悲別を蔵しつつ、さりげなく虚構の哀歌を創り出すのである。」と述べる。ただし、この大浜氏の説は、序とこれにつづく三首を旅人の作としたために引き出された結論であつて、これらをすべて憶良の作と考へる小見では、大浜氏流に言へば、松浦を舞台とし、松浦の神秘的な女性を主人公とする旅人の松浦仙媛歌群が歌はれ、これをもと、歌としてまた命題として、即時に歌はれたのが憶良の八六八〜八七〇であり、さらに旅人の帰京に際して、改めて想を練り、旅人への送別の心をこめながら本格的に和せられたのが、八七一〜八七五にわたる憶良の松浦サヨヒメ歌群であつたと思ふ。この私見

はすでに本文中に述べたが、実は松浦仙媛歌群、書簡を含む八六八〜八七〇の憶良の松浦の歌、松浦サヨヒメ歌群の三群を一括して取り扱ふ論が稲岡耕二氏（「大伴旅人・山上憶良」『講座日本文学Ⅱ』所収）によつて提出されてゐたことを、伊藤博氏の指摘によつて知つた。二氏の説を本文において述べえなかつたことをお詫びするとともに、精しくは二氏の論を参照せられることを大方におねがひしたい。



# 五 幡 の 坂

山 田 弘 通

## 一

萬葉集卷十八の相伴家持の歌に

鹿蒜みの道ゆかむ日は五幡の坂に袖ふれ吾をし思はば

(四〇五五)

というのがある。語句の上からは「鹿蒜み」のみが耳慣れない程度で、ほかに問題はなさそうに見える。鹿蒜みのみは、卑考「『佐松の隈み』考」<sup>①</sup>の中で述べておいたように、日本語に於ては固有名詞の地名に、みのついた正しい用例が認めがたいとするならば、この「鹿蒜み」はこの原則を破った、従って固有名詞にみのついた唯一の例として、認めなければならぬかも知れない。しかしこの原則に寛容の徳がないとするならば、この鹿蒜みは、一見固有名詞の鹿蒜にみがついたように見せかけていても、それは「顧み」を内包と

した「鹿蒜み」とみるべきで、掛け詞として用いられた疑似固有名詞の「鹿蒜み」であってみれば、これをもって正しい意味での固有名詞にみのついた例とは、見なしがたいであろう。従って萬葉集卷六の「血沼みより雨ぞふりくる四極の白水郎網を乾したり濡れあへむかも」の「血沼み」の場合も、「血沼回」として解すべきではなく、血沼海即ち茅渟の海として解すべきであろう。

ところでこの鹿蒜であるが、延喜式神名帳には、敦賀郡鎮座四十三座の中に、鹿蒜神社があつて、その鎮座地は南条郡鹿蒜村大字帰の地とされているので、現在の帰八幡の社地がそれに当るらしく、和名抄の鹿蒜郷もそのあたりとされている。従つてこの歌の鹿蒜道も社前を東西に通じる道路と考えてよく、新道付近でこの道は二つにわかれている。その一つの山中越は杉津に出る道であるが、詳しく言うところにも異説があつて、大日本地名辞書では奈良朝頃の鹿

蒜道は山中越によらず、木ノ芽峠の二ツ屋から杉津に降ったとして  
いるのみならず、兵部式の鹿蒜駅もこの二ツ屋に置かれていただろ  
うと解している。しかし木ノ芽峠（正しく言えば木ノ辺峠）は日本  
後紀によると、天長七年の開通であるから、家持の歌にある鹿蒜道  
が、木ノ芽峠の途中から岐れていたとは考えがたい。恐らくこの頃  
の鹿蒜道は、旧国鉄北陸本線と平行していた山中越と考えてよく、  
このことは後になつてもう一度触れることになる。

鹿蒜道に異説があつたように、五幡坂にも同じく問題がある。最  
初にこの道を問題としてとりあげたのは仙覚であろうが、その説を  
引いて詳細な考証を発表されたのは、全釈の著者鴻巣盛広氏であ  
る。氏はその著「北陸萬葉集古蹟研究」の中で「右に掲げた家持の  
歌は、鹿蒜あたりの道を通行する時には、五幡の坂で袖を振れとい  
ふ意で、五幡と鹿蒜とが、接続してゐるやうに詠まれてゐるが、実  
際は今の五幡と鹿蒜とは、重畳たる山又山を距ててゐるのである」  
として、これを現地並びに上代の地理に考え、文献では源平盛衰記  
の燧城の条や、白山神輿登山の条を引いて、帰、新道を経て水津  
（杉津）に達する道（即ち山中越）のあつたことを確かめられ、そ  
れを証明するものとして、萬葉集仙覚抄の「いつはたのさか。越中  
より、越前の国へこゆるに、二の道あり。いつはたこえはすいづへい  
づ。きのへごえはつるがの津へ出る也。きのへごえはことにさがし

き道なり」とあるのを引き、「越中より越前の国へこゆるに」は明  
らかな誤りであるが、「五幡越は杉津へ、木の辺越は敦賀の津へと  
あるのは、よく地理に合致してゐる。仙覚は鎌倉にありながら此の  
辺の地理に注意して、人に問ひ質してゐたものであらう」と、仙覚  
の学問的態度を讃え、それにつづけて「さうして萬葉集その他の歌  
によつて考へると、鹿蒜に接して五幡の坂があつたのであるから、  
上代には今の五幡から杉津浦あたりの東方面を五幡と総称したので  
あつて、五幡山又は五幡の坂と称するのは、杉津から鹿蒜にかかる  
坂と断定すべきだと信ずる」と、現在の地理に合わないことには頓  
着なく、仙覚抄の説を認められた。

しかし現在の五幡は仙覚のいう杉津とは、南に五キロも離れてい  
るのだから、その杉津を飛びこえて五幡の広域地名を認めようとす  
れば、何らかの傍証が他に必要であらう。阿曾・杉津・比田の広域  
に渡つてもし五幡地区が考え得られるならば、それは和名抄の敦賀  
郡に郷名として残りそうなものだが、その事実のなかつたことも、  
仙覚説並びに鴻巣説を疑わずに充分であらう。氏が仙覚の言を尊重  
しそれに従われたのは、鹿蒜と五幡坂の地理的關係を、摩擦なく説  
明出来るのは仙覚の説が一番便宜であつたからであらう。しかし短  
歌作品は地理資料として利用出来ても、その本質は飽くまでも文芸  
作品であるから、その文芸たる本質を活すために、素材となる地名

は地理的正確さを必ずしも必要としない場合が出てくるであろう。この場合も家持の歌が、どれだけ地理的資料として正確であるかの検算をぬきにして、直ちに仙覚の言にとびつくのは、銘柄による買いかぶりであるかも知れない。私は故意に仙覚を誹謗する者ではないが、五幡の坂を「越中より越前の国へこゆる」道と錯覚して書いている仙覚の言は、この際は信用せず御破算にした方が本筋のように思われる。家持は仙覚のように、北陸路を知らずに詠ったのではなく、少くとも二度や三度は自分の脚で（馬で）歩いた道だから、鹿蒜と五幡の地理的關係などは知りつくしていた筈である。従って家持の歌に地理的曖昧さを考える方がおかしく、仮りにそれがあるとしても、それは短歌形式の制約によるものであって、彼はこの歌では五幡の坂を歌の演出の効果として利用しているのであって、そのことが亦五幡の坂の地理的曖昧さを——もし有るとするならば——おびき出したものと思われる。

## 二

五幡の坂が印南国原のように「立ちて見に」ゆくような、越境の侵犯をしていなかったとするならば、五幡の坂は昔から鹿蒜道には所属していなかった筈である。敦賀湾東海岸の北陸道即ち国道八号線は、敦賀から金ヶ崎宮のある天筒山の山腹を墜道で貫き、赤崎・

松崎・五幡とつないでいる。しかし明治九年に赤崎から五幡への海岸路が開かれたように、五幡から阿曾、阿曾から杉津の道も、以前は全て山越えであったことを、赤崎の郷土史家浅井善太郎氏は語ってくれた。阿曾・五幡間の山道は利椋峠と呼ばれており、その峠の神が式内利椋神社であったとするならば、利椋峠は昔も利椋峠で、五幡の坂は五幡から赤崎に越える山道、或は五幡から東へ田尻へ出る峠道が、以前五幡の坂と呼ばれていたとすべきかも知れない。五幡から赤崎、赤崎から敦賀への海岸道（近世までは山越えの道であったが）を古い北陸道と考える人があるが、私は採らない。先の五幡から田尻への道は、敦賀に出る道ではあるが、その道の途中に越坂がある。越坂はオッサカと呼ばれているが、このオッサカは逢坂（大坂）の訛りであったと考えられる。奈良県桜井町の忍坂が、和名抄郷名の恩坂（於佐加）の訛りであり、そのオッサカはかつての大和・伊賀・伊勢を結ぶ幹線道路に属していたことを考えると、この越坂はかつての北陸道の大坂（木ノ芽峠が出来る迄の）として考えた方が正しそうである。ここで各地の大坂の例をあげなくとも、それらの大坂がかつての幹線道路に属していた大坂であったことは言うまでもなからう。従ってこの大坂が道路としてもつ性格に従って、この越坂の場合も田尻から五幡にくだるウツロギ峠が、奈良時代の官道即ち駅路であったらしく、このウツロギ峠の古名又は一名

が、五幡の坂でなかったかと考えている。河内と大和を結ぶ穴蟲越や竹内峠が、かつて大坂と呼ばれていたように、この五幡の坂も一名ウツロギ峠と呼ばれていたらしいとみることに、もし誤りがある場合にも、五幡の坂の、求め方自体には影響はないものと思われる。しかし井上通泰氏は「上代歴史地理新考一」の中で、この歌に触れごく簡単ではあるが、五幡の地を「木芽峠の西口なり」と解された。しかしその辺の地理に詳しい浅井善太郎氏も言われるように、木芽峠に西口なるものが考えがたいとするならば、或はウツロギ峠を指したものかも知れない。もしそうならば井上通泰氏もウツロギ峠をもって、家持の五幡の坂に考えておられたのかも知れない。因みに浅井善太郎氏は利原峠をもって五幡坂に考えていられる。しかしこの歌の場合、五幡坂の比定に、余り目の色を変える必要のないことは後でのべよう。

木芽峠が天長七年の開通であり、奈良時代の駅路に当らないことは先に述べた通りだが、山中越による鹿蒜道が大筋としては奈良時代の古道であつたらしいことは、次の地名的解釈からも言い得るであらう。即ち鹿蒜道の山中峠の杉津側に、元比田・大比田の地名のあることである。この比田がもし多くの峠路にみられる疋田の訛りであるならば、この疋田と同じ地名は北陸路で言えば、愛発峠の越前側に疋田があり、加賀と越前の国境熊坂峠の南口にもこれが見ら

れ、金沢市の北部の福光越（その北部に倶利伽楽峠がある）の西口にも疋田がみられる。私見では疋田とは、主として馬背によって峠路の荷物の運搬にたずさわっていた部民に、班給された土地を指した地名らしく、駅子に支給された駅田或は烽子田の如きものであつたらしく、令制には見えない言葉のようであるが、峠路の麓に多い疋田の地名は、現在のところこの解釈以外には説明がつきがたいように思われる。従つてこの地名を所属さす峠路は、かつては交通量の多かつた官道とみてよく、その意味からも山中峠につづく鹿蒜道は、奈良時代の北陸駅路とみて間違いないものと思われる。

## 三

これまでの考察によつて五幡の坂が鹿蒜路に属さず、五幡を中心としたいずれかの山坂に考えらるべきだとするならば、越中から越前の国にかけては有名な峠路が少くないのに、なぜ家持がこのようになさだかでない山坂を、歌のなかに採り入れたかの疑問がまた問題となり得るであらう。鴻巣盛広氏のように、五幡の坂を鹿蒜路の一部としてみるならば、この採りあげ方は同一地名を詠み替えた繰返しとなつて、問題はなさそうであるが、同じ北陸道に属していても、鹿蒜道とは可なり離れた所にある名もなき五幡坂を、なぜ家持は歌の素材としてとりあげたかとなると、当然彼の作歌動機にも触

れてゆかざるを得ないであろう。しつこく言えば同じ家持が、東大寺の僧平栄が帰京の際にはなむけして

焼太刀を礪波の関に明日よりは守部やりそへ君を留めむ

(四〇八五)

と詠んだように、この歌も橘諸兄の使者田辺史福麻呂の帰京にはなむけした歌であることが明らかならば、なるべく越中の国府に近い山坂で袖を振れと詠うのが、挨拶の歌としては常識であろう。(仙覚が五幡の坂を越中より越前の国にこゆる道としたのも、この常識が働いていたからであろう)。にもかかわらず、国府を発って三日目ぐらいにさしかかる山坂で、なぜ袖を振れと詠ったのか、これは家持の深層心理にも触れてゆく問題となるであろう。

鴻巣盛広氏は全釈の中でこのところを解釈して「五幡山で袖を振つても、越中まで見える筈はないが、見える見えないに拘はらず、袖を振るのが、上代人の純情であらう。尤も袖を振るのは一種の咒術でもあつたらしい」と、全面肯定的な解釈をほどこされた。しかし土屋文明氏は私注の中で「帰る者を惜しむ心持である。地名は、作者も経来つた所で親しみがあるにしても、『袖振れ』は、遠すぎず少しわざとらしくひびく。カヘルの地名に『帰る』を言ひかけ、その方の意を重く見て居るのかも知れない。『袖振れ』が地理的に不自然になったのは、その為であらうか」と袖振れに地理的批判を

下された。このお二人が五幡坂で袖を振れという所を問題にされたのは、そこに何らかの異和感を感じられたからに他ならなく、私もこの箇所には挨拶歌にはふさわしくない、押しつけがましさを感じるのであるが、この感じは五幡坂がこの歌で占めている比重の重さを示すと同時に、そこには創作行為の不自然さえ秘められているように思われる。

#### 四

家持が越中の国府にあって遠来の客を送る場合、そのはなむけの歌を道ゆきぶりの体裁で詠むのなら、その歌で取りあげうる地名はよりどりみどりであった筈であろう。それにもかかわらず選りもよって多くの中から、この二つの地名を拾い出して来たという意図には、この歌の成立に単なる送別歌以上のおもわくが、込められているものと思われる。

福麻呂の来越は橘諸兄の特使としてであつたらしいが、彼のその時の官職は造酒司令史で、役人としては大初位上相当の微官であつたらしい。このような小役人に対して国守みずからが、なぜ接待の先頭に立ったかは、福麻呂に対してではなく、諸兄の使者としての資格に対してであつたらしいことは既にこれまで言われていることであるが、それにしても度が過ぎており過剰サービスの嫌いは、

おおいがたいものがある。この奉仕料には、福麻呂に托された家持の要望と、その期待が込められていたとみなくては、余りにも高過ぎる前払いのように思われる。臆測の深入りは恣意に過ぎるものとなり易いが、福麻呂がもたらした用件とは一体何であったろうか。

当時大和の政界では藤原仲麻呂の台頭とは反比例に、諸兄の勢力は衰えを見せ始めていた時だから、諸兄は腹心の福麻呂を遣わして、大伴家の宗家たる家持の抱き込みを計ったものと思われる。恐らく諸兄は家持の承諾と引き替えに、大和帰還の早期実現を匂わしたものと思われる。家持は福麻呂を案内して布勢水海に遊んだ時

垂姫の浦を漕ぐ船楫間にも奈良の我家を忘れて思へや

(四〇四八)

と詠んでいるが、これは暗に諸兄に向つての承諾と要望の歌であつたかも知れない。この大和帰任ほど近しの好餌を運んできた福麻呂に対して、有頂天になった家持の茶坊主ぶりは、奈良の風に早くあたりたい彼としては当然であつたらう。又、福麻呂は福麻呂で、諸兄が指示した以上のことを漏して、家持の気を搔きたてたかも知れない。その福麻呂がいよいよ帰る段になれば、家持ならずともあの件はよろしくと匂わすような歌は、詠むのが当り前だったかも知れない。

土屋文明氏はすでに鹿蒜みのカヘルは、帰るに掛けられているだろうと指摘された。鹿蒜が帰るに掛けられてあるものならば、五幡もまた掛け詞として用いられているとみてもよいのではなからうか。即ち「何時はた帰る」の意味で掛けられたものとみるならば、鹿蒜みとして掛かる場合は「帰る身」の意味に変貌さして掛けてあるように思われる。もしそのように「顧り見」と「帰る身」の二重の意味をもたせた掛け詞として、この鹿蒜みが用いられてあるとするならば、「鹿蒜み」即ち返り見の道をゆく日には、その坂で私のいる越中の方を「顧りみ」て袖を振れという意味と、同時に「帰る身」の貴下は、その鹿蒜みの道で私を思い出して袖を振ってくれという意味を、兼ね合し歌てつてあるように私には解される。

しかしこの歌で特に五幡の坂を出してきた家持の心の内を勘ぐつてみると、その「帰る身」は福麻呂を指すと同時に、「何時はた帰る身」になる私を偲んで、遠く袖を振ってくれという意味を、におわせながら詠っているようにも思われる。少くとも北陸道にあつては無視されてもよい、この小地名を持ち出して来ている点に注意を向けるならば、そして福麻呂に対する彼の歓待振りを見過ぎないならば、歌人家持が表現上の無理と「不自然さ」(私注)を敢て冒してまで逆接技法を用いたところに、彼の作歌意図がまる見えというものではなからうか。この意味では第五句の「吾をし思はば」など

も、別れの挨拶のお愛想としては念を押し過ぎており、記憶を呼びさますために楔を一本打ち込んだようにも受けとれる。歌を綺麗ごとの現れとみる人達には、このような解釈は響響を買うものと思われるが、いやらしさは、最初から福麻呂欲待の腹の中にあつたとするならば、歌人とは言い状、彼も政界の一員として生きぬくためには、これぐらいの計算ずくの接待は心得ていたであろう。すでに計算ずくでの過分の待遇を与えたからには、それに引きつづく工作としての送別歌が、効率高く詠まれない筈はなかつたであろう。綺麗ごとに見せかけて最後のだめ押しを忘れなかつた、彼の政治家としての、生きるための執拗さをこの歌に見るべきかも知れない。家持の腹の底を一政界人の醜さとしてよみ取った私見に、検察側の苛酷さがあるとしても、この歌にはそれぐらいの複雑さが技巧の面を通して隠されているように思われる。

## 五

しかし家持の作品を通観した場合、彼の歌には掛け詞の技法を用いた歌の少いことに気づくであろう。その彼がこの歌で萬葉集にも余り例のない、逆接的掛詞を案出したということは、作歌心理の面ではもつともらしい理由が考えられるとしても、この一回かぎりの破格の技法を編み出したという、家持らしくない点は承認されない

かも知れない。卷十二の

吾妹子や吾を忘らすな石上袖布留川の絶えむと思へや

(三〇一三)

吾妹子に衣春日の宜寸川よしもあらぬか妹が目を見む

(三〇一一)

などは、意味の上では逆接的なかかり方をしていないでもなからうし、又卷四の

君が家に吾住坂の家道をも吾は忘れじ命死なずば

(五〇四)

なども、同じ例にあげてよいかも知れない。しかし何れも家持の技法のお手本になった作品とは思いがたいものである。又、東歌にはこの掛詞を用いた作品はみのり豊かであるが、右の家持の歌の匂いがけとなるような歌は、一首も発見出来ないようである。従つてこの同類歌の貧困さからは、家持の独創的技法とみる以外は、解釈のゆき過ぎとして私見は否定されるかも知れない。ただ時代的にも古今集的技巧の先蹤をなすものとすれば、紫式部家集の

行きめぐり誰も都へ帰山いつはたときくほどのはるけさ

は、この家持の歌におぶさつていないとしても、家持の歌がその原初的発想であつたことだけは、認められるであろう。

土橋寛氏はその著「古代民謡論」の中で、掛詞や縁語の発生を論

ようとする見解が、この歌の場合にも当てはまるならば、枕詞と掛詞の相違はあっても、萬葉集に例のないという孤立性は、家持という優れた歌人の創造性の面で捕うべきものと思われる。

じて」『古今集』の技巧的な歌風も、平安朝貴族が遊戯的人間であったからというよりは、歌合や題詠などの社交的和歌の流行によって規定された社交的性格とみるべきで、懸詞や縁語による趣向も、元来は即興的発想法に由来しているのである」と述べられたが、この掛詞発生の論が家持のこの場合にも当てはまるならば、送別歌のもつ社交性が産みだした「即興的発想」とみるべきで、鹿蒜みはその意味からも返り見と帰る身に掛けられたものと思われる。そして鹿蒜が帰るに掛けられたものならば、五幡を何時はたに掛けるぐら

## 註

① 「萬葉」第三十二号

② 天長七年二月庚午、越前国正税二百束、鉄一千延、賜<sub>下</sub>作<sub>三</sub>彼<sub>二</sub>国鹿蒜<sub>一</sub>保嶮道二百姓上毛野陸奥公□山<sub>上</sub>(欠字の部分の埋字は朝日新聞社版六国史の頭註による)

③ 越中国守解任後の歌に、頻々橋家に入出している歌のあることからみても、橋諸兄や橋奈良麻呂との関係は浅くなかったことと思われる。奈良麻呂の乱では直接家持は関係していなかったようであるが、同族の古慈斐、古麻呂、駿河麻呂などが捕えられているし、池主や兄人まで疑いがかかっている。

④ 「萬葉古径二」所載「『水薦苜』攷」

まに読まれることを恐れたからで、福麻呂だけに通じ他の第三者には通じがたいものでありたいとする念願が、この技法を産み出したものかも知れない。家持のほかの歌にこのような技法が見られないことは、同じような機会が人生に於ては何回も有り得ないという、理由によるものである。又、澤瀉久孝氏が枕詞の用い方に関してであったが「枕詞はその使用者即興の趣くままに、時に奇想天外より来る底のつづけ方をしないとも限らないものであるから、たとへその例が古今かつて人の言ひもせず聞きもせぬことであつても、かけ言葉として当時の人にさうした聯想を起さしめ得る可能性さへあれば認められてよいのである」<sup>④</sup>とする、歌詞の一回性的独創性を認め



# 飛鳥浄御原宮

——その位置をめぐって——

吉 永 登

## 一

天武天皇と持統天皇との二代二十二年にわたる飛鳥浄御原宮はどこにあったか。一般には喜田貞吉の説によって、今の飛鳥小学校のあたりであると考えられていて、現にその位置を示す標柱さえ建てられている。

しかし専門家のあいだでは疑問視する向きもあって、はっきりしないというのが現状であろう。以下わたしの考えを述べることにする。

## 二

飛鳥浄御原宮（以下浄御原宮と略称する）の故地は、古くは石舞台遺跡の上手にある上居のあたりとせられていた。日本書紀の天武

元年（六七二）の記事に「是の歳、宮室を岡本宮の南に営む」と見えている。その岡本宮を今の岡寺もしくは岡の村落のあたりと推定し、岡寺南方の上居が浄御原の浄御と音が同じことから、上居こそ浄御原宮のあったところであると考えたのであった。

この古くからの浄御原宮上居説に反対し、飛鳥小学校の付近であろうと主張したのは喜田貞吉である。喜田はまず上居説を否定して上居は、偶然音が似ているのみで、実は是より東の方、多武峯を隔てて存する下居（おりろ）に対する名である。地勢から言っても無論萬葉集の歌、日本紀の記事等に見える浄見原の、稍打ち開けたるべき原に擬すべきものでない。（帝都、七三ページ）といっている。

その通りに違いないが、一言つけ加えることにすると、萬葉集に壬申の乱後、新都浄御原宮が営まれた時に作られたという

大君は神にしませば水鳥のすだく水沼を都となしつ

(卷十九、四二六二)

という歌がある。これによつても、浄御原宮がもともと湿潤な土地に作られたものであったことが知られよう。飛鳥寺のあたりで標高一〇〇メートル足らず、標高一七五メートルから二〇〇メートルの山腹にある上居であろうはずもないのである。

### 三

浄御原宮上居説を否定した喜田は、まず萬葉集によつて浄御原宮が真神原にあつたことを確かめた上、そこから浄御原宮が飛鳥小学校のあたりにあつたという結論を導くことになる。次に喜田の推論のあとを辿りながらわたしの考えを述べることにしたい。

萬葉集には天武天皇の皇子の高市皇子がなくなった時、その死を悼んだ柿本人麿の挽歌がある。その冒頭の

掛けまくも ゆゆしきかも 言はまくも あやに畏き 明日香  
の 真神の原に 久方の 天つ御門を かしこくも 定め給ひ  
て 神さぶと 磐がくります…… (卷二、一九九)

というくだりは、天武天皇のことを叙したものであるが、従来はこれを

……明日香ノ真神ノ原ニ、(久堅能)天ノ御殿ヲ畏クモ才定メ

遊バシテ、即チ御陵ヲ才構ヘナサツテ、神様ラシクナサルト

テ、磐ニ隠レテ葬ラレテオイデ遊バス、…… (萬葉集全釈)

と解していた。これに対し、喜田は

普通の解釈に、右の真神の原以下の句を以て、天皇の山陵を説けるものとなし、随つて真神の原を山陵の地としているが、是は甚しく実地を間違つて居る。飛鳥の真神の原は、日本紀に崇峻天皇元年、初めて法興寺を造つたとある土地で、今の大字飛鳥の地即ち之に当る。其の法興寺は今の安居院即ち俗称飛鳥大仏の地たること疑ひを容れない。然るに、天武天皇の山陵は松隈にあつて、松隈大内陵と称し、飛鳥とは山を隔てて西南に当る。随つて此の真神の原に山陵の在るべき筈がない。

(帝都、七八ページ)

と反論し、そこから

此歌は、飛鳥の真神原に天津御門を定めましました、天武天皇を述べ奉つたので、天皇の浄御原宮が、此真神の原に在つたことは、之によつても察せられるのである。

(帝都、七九ページ)

という推定を導いている。

ところで、右人麿の歌の解釈については、今日もなお二つの説が対立する。すなわち在来の真神原陵墓説を固執するものに武田祐吉

の萬葉集全註釈などがある。全註釈は、弓削皇子の死を悼んだ挽歌の一節「久方の 天つ宮(陵墓)に 神ながら 神といませば」(巻二、二〇四)を例に引いて、これと似た形の「天ツ御門ヲ定メタマヒテ神サプト磐ガクリマス」という叙述は、山陵に鎮まりますこととする以外に解釈は成立しない。」(同書三、五四六ページ)とまで極言するのである。さらには折口信夫のごときは松隈大内陵を含む松隈全般をも真神の原であるといっている。(全集第六卷、萬葉集辞典、三一四ページ)真神原陵墓説をとるかぎりそこまで行くことも当然といえよう。

しかし一方では真神原宮殿説も有力で、たとえば澤瀉久孝の萬葉集註釈のごときもその一つである。註釈はこれも天武天皇の皇子の草壁皇子の死を悼んだ柿本人麿の挽歌の初めの部分の一節、a「飛鳥の 清みの宮に 神ながら 太敷きまして」b「天皇の 敷きます国と 天の原 岩戸を開き 神上り 上りいましぬ」(巻二、一六七)と対照して、高市皇子の挽歌のはじめの六句、a「明日香の 真神の原に 久方の 天つ御門を 畏くも 定め給ひて」は前引aに応じ、後の二句b「神さぶと 磐隠ります」はbに応じるので、aが宮殿のことを述べているように、aも同じく宮殿のことを述べていることは明らかであるといっている。

二つの説が対立するだけあって、問題の個所はたしかに曖昧とい

えば曖昧である。しかしわたしは真神原は松隈でないという考えに立つ喜田説に賛成するものであるが、折口説のような考えもある以上、この際ことばの側からもはっきりさせておきたいと考える。同じようなことばではあるが、実は「御門」と「宮」とでは微妙な違いがある。御殿という意味は両者に共通するのであるが、天皇という意味は「御門」にあっても「宮」にはない。人のことはともかくとして、建物にかぎっても、政庁の意味では「御門」だけが用いられ、陵墓の意味では「宮」しか用いられないようである。そのことは

みかど||政庁

大君の遠の御門とあり通ふ島門を見れば神代し思ほゆ

(巻三、三〇四)

萬代にいまし給ひて天の下申し給はねみかど去らずて

(巻五、八七九)

みや||陵墓

…いかさまに 思ほしめせか つれもなき 真弓の岡に 宮、

柱 太しきまして… (巻二、一六七)

八多籠らが夜昼といはず行く道を我はことごと宮道(墓参りする道)にそする (巻二、一九三)

…思ほしし 君と時時 いでまして 遊び給ひし みけ向ふ

木の上の宮を とこ宮(墓)と 定め給ひて……

(卷二、一九六)

……久方の 天つ宮(墓)に 神ながら 神といませば……

(卷二、二〇四)

大君の和魂あへや豊国の鏡の山を宮(墓)と定むる

(卷三、四一七)

などの例によつても明らかであろう。

この「御門」と「宮」との間の消息をもつとも端的に示すものとして次の例がある。すなわちその一つは

……木綿花の 栄ゆる時に 我が大君 皇子の御門を 神宮に 装ひまつりて……

(卷二、一九九)

に見られるものである。ここにいう「皇子の御門」は高市皇子の香具山の御殿であり、「神宮」は殯宮のことである。墓ができるまで、とりあえず高市皇子の御殿を仮の墓にするのである。また

よそに見し真弓の岡も君ませば常つ御門と宿直するかも

(卷二、一七四)

のごときも同じことがいえよう。この「御門」は、草壁皇子の御殿という意味で、皇子の墓を皇子の永久の御殿のつもりで宿直するのとだの意味である。もつて「御門」と「宮」との区別が明らかであろう。

要するに「御門」は陵墓の意味で用いられることはないのである。したがって、「天つ御門」も、陵墓の意に解することは間違ひであつて、喜田説にしたがつて御殿すなわち浄御原宮と解すべきであらう。ことばの足りないことが誤解を招くことになつたのであるが、それは恐らく「御門」といへば誤りなく聴者もしくは読者に事実が理解せられたからではなからうか。ともあれ今は安んじて喜田説にしたがうことができるのである。

#### 四

喜田貞吉は真神原すなわち飛鳥寺の付近に浄御原宮があつたという前提に立つて、そこが現実に今のどのあたりに当るかを考えようとする。方法として誤つていなこいとは前にも述べたところである。

喜田はいう

小字石神、小字ミカド(吉永いう。共に飛鳥小学校の東南の隅のあたり)は、所謂真神の原に営まれたる法興寺(吉永いう今の飛鳥寺)と相接近したる土地にある。浄御原宮が此の地方(吉永いう。飛鳥小学校のあたり)にある事は殆ど疑を容れない事だと思ふ。(帝都、七九ページ)

論拠はすこぶる簡単であるが、傍証として喜田はあらかじめ次の

ように述べている。

天皇崩じて殯宮を南廷に設けられた時、京城の耆老男女皆来りて橋西に慟哭したとある。(吉永いう。日本書紀朱鳥元年の記事)……当時飛鳥京は頗る繁盛で、……その人口の多かつた京城の耆老男女が、悉く来って橋の西に集まり、宮城南廷の殯宮に向って慟哭し得べき……位置の橋はどこにあつたか。今も飛鳥小学校の付近に飛鳥川を越えて豊浦から飛鳥に通ずる一つの橋がある。……其の地は、東も西も共に開けて、東に広大な宮城を営み、西に多人数相集って殯宮を拝するに適當なる場所と解せられる。(帝都、七六ページ)

この喜田の浄御原宮の故地を飛鳥小学校付近とする説は、その後昭和十一年になって小学校付近から宮跡と思われる石葺が掘り出されたことなどによって一そう真実さを増したことは人の知るところである。

## 五

ところで、一般には信じられている喜田説であるが、率直にいつて数々の疑問がある。小字石神が宮室と直接に關係がないことはいうまでもないが、小字ミカドにしても同じである。飛鳥の地には都が数多くあつたのであるから、特に浄御原宮に關係づける積極的な

論拠になりえないのではなからうか。また真神原が飛鳥寺のあたりであることは疑いがないとしても、何も北側に限る理由など少しもない。さらには橋西云々の問題にしても後に触れるように、そうした条件を満たすものは他にもあるのである。

もちろん喜田にしてもそうした考慮を全然していないというのではない。しかし全体から見ても徹底を欠いていることも事実である。たとえば岡本宮に関する記述のごときがそれであろう。

日本書紀には舒明二年(六三〇)、飛鳥岡の傍に宮を遷して岡本宮と名付けたという記事と、前にも触れた天武二年(六七二)岡本宮(後岡本宮で岡本宮と同処)の南に浄御原宮を営んだという記事とがある。したがって浄御原宮の場所が明らかになれば、その北方に岡本宮の故地を求めればよいことにならう。かくて喜田は岡本宮は浄御原宮のあつたとする飛鳥小学校の北方、雷丘の東のあたりであつたと考え、雷丘を飛鳥岡であろうと推定するのである。もちろんこれには喜田自身も疑問を抱いている。

飛鳥岡は日本書紀や続日本紀にも出てきて単に飛鳥地方のどこにもある岡という意味には使っていないようである。個有名詞と思われるのであるが、そこでは続日本紀によると、大宝三年(七〇三)には持統天皇の、慶雲四年(七〇七)には文武天皇のそれぞれ遺体を火葬に付したことになる。もし雷丘を飛鳥岡とすればどう

いうことになるであろうか。そこにはまさしく飛鳥の神名備といわれた丘で、神います丘である。いったいそんなところで仏教の影響による火葬が行われてよいものであろうか。その点になると喜田は「若し雷岡が飛鳥岡でないならば、その東方なる大字奥山の北の小丘を擬すべきか。」(帝都、七四ページ)ともいつている。もちろんその小丘が飛鳥岡といわれたかどうかなどは考えてもいないようである。萬事浄御原宮を飛鳥小学校のあたりにあつたときめてかかつての議論であることはいうまでもない。

それに喜田は触れていないが、日本書紀の天武四年(六七五)の条に

十一月辛丑の朔癸卯(三日)ある人家の東の丘に登りて妖言して自ら刎ねて死す。

という記事がある。天武四年といえば、四月には麻績王の一家が流されている。天武天皇の威力で一応無事に見えるもののその底流にはやはり穏やかならぬものがあつたに違いない。この男もそうした時勢に抗した一人であつたらしく、政府を誹謗する演説でもして自殺してはたのであろう。文章から見れば岡は大声すれば宮中にひびきわたるような近距離にあつたものようである。

浄御原宮を飛鳥小学校のあたりと考えるとき、宮城はもちろんずっと東に広がっていたであろうが、その東には飛鳥神社から奥山へ

行く途中の東側に小丘があるばかりである。中間には細いながら八釣川が流れている。それに少し距離がありすぎるのではなからうか。もちろんこれは宮域がはっきりしない以上、決定的とはいえないことはいうまでもない。

しかし何といつても解決できぬものは斉明二年(六五六)の次の記事であろう。

田身嶺に冠らしむるに周れる垣を以ちてす。復嶺の上に両つの槻の木に、観を起つ。号けて両槻宮とす。亦是天宮と曰ふ。時に事を興すことを好む。すなはち水工をして渠を穿らしむ。香具山の西より石上山に至る。舟二百隻を以ちて、石上山の石を載みて、流に順ひて控引し、宮の東の山に石を累ねて垣とす。時の人誇りて曰はく、「狂心の渠、功夫を損し費すこと三萬余、垣造る功夫を費し損すること七萬余。……」といふ。又誇りて曰はく、「石の山丘を作る。作るに随ひて自づからに破れなむ。」といふ。

学者の中にはこの「宮の東云々」の記事に疑問を抱くものも少なくない。たとえば日本古典全集本日本書紀の頭註は、多武峯の記事と重複したものでないかと疑い、大和国山川名所記は石上山を盤余の付近に求めようとするごときがそれである。しかし積極的に否定する根拠もないので一応は事実と認めるよりほかはない。

恐らく皇太子中大兄の献策になるものと思うのであるが、中大兄は後年称制時代を含めて即位後、かずかずの山城を築いている。たとえば天智四年（六六五）八月には長岡の国に、同六年（六五七）十一月には、河内の高安城と、筑前の大野城と椽城とを築いている。斉明二年に田身嶺（多武峯）に垣をめぐらしたとあるのも、大系本のいうように山城であったことは疑いが無い。

それでは宮の東の山に石垣を築いたのは何のためであろうか。いくら斉明天皇が事業好きであったとしても十萬人の人夫を投じて意味のないものを造るはずがない。時人が誇ったとあるのは、反天智の資料によったからで、後年近江遷都に際して百姓が遷ることを願わなかったとあるのと同じであろう。いずれにしても実用的な軍事施設であったことは確かである。

岡本宮が奥山のあったとすれば、「宮の東の山」の語気から考えてあまり遠いとは思えないので、南山町のある丘陵を考えるよりはかはない。そこは標高わずか一四〇メートルあまり、それに平地がすでに一〇〇メートル近いので、せいぜい五〇メートルばかりの高さである。天智天皇の築いた山城はわかっただけについていえば、高安城は四八八メートル、大野城は四一〇メートル、椽山城は四〇四メートル、平地はいずれも一〇メートル前後であるから、三つとも四〇〇メートルはある高地である。奥山の東の丘陵は比較にな

らぬほど低い上、うしろも開けていて、とても独立した山城としての機能を發揮できるものでない。

独立した山城でないとすれば、次に考えられるのは出城的な意味であろう。もちろん前後の関係から考えて田身嶺の山城に対する出城となろう。しかしこのように考えても中間に山田道などあって、その役目をはたしえる場所でない。結局いずれの点より見ても当らないことになる。

とにかくこの際萬事を白紙にかえして、はじめから考えなおすべきではないだろうか。

## 六

浄御原宮がどこにあったかを推定するための方法は二つある。一つは喜田貞吉の用いた浄御原宮のあったという真神原からする方法であり、他は岡本宮がその傍に営まれたという飛鳥岡からはじめる方法である。前者が成功しなかったことはすでに述べた。後者も旧説が試みているのであるが、喜田によって否定されていることは最初に述べたところである。

しかし考えてみると旧説の誤りは、飛鳥岡をあまりにも無雑作に岡寺付近ときめてしまったことにあった。それははじめから岡寺もしくは大字岡の地に岡本宮があったという先入主があったからだ





いってよい。

飛鳥岡が固有名詞らしいということはすでに述べたところである。しかし現在はもちろんそうした名を持つ岡はない。飛鳥に単に岡とだけいう土地がある。岡寺もそこにあるのであるが、この岡という地名こそ飛鳥でもっとも丘らしい丘、すなわち飛鳥の数ある丘を代表する丘という意味での命名になるものであろう。旧説が飛鳥岡本宮をこの地に求めたのは方向としては誤っているとは思われない。ただ岡寺周辺の小範囲に限ったことに誤りの原因があったことはさきにも触れたところである。

岡寺を少し下ったところの治田神社のあたりから北の方に伸びる丘陵がある。飛鳥寺から岡へ行く県道の東側に連る丘陵であるが、今かりに治田丘陵と名付けておく。喜田をも含めて在来はこの丘をゆききの丘と呼んで来た。しかしそれは萬葉集の「逝回丘」(巻八、一五五七)を誤読したもので、今日ではゆきみる丘とよんで、飛鳥川がゆきめぐっている丘、すなわち雷丘のあたりと考えられている。そのどこであろうと、わたしのいう治田丘陵とは無縁なのである。

喜田はまた続日本紀の称徳天皇の天平神護元年(七六七)の記事に

十月辛未(十三日)紀伊の国に行幸す。……是の日大和の国高

飛鳥浄御原宮

市郡小治田宮に到る。壬申(一四日)車駕大原野長岡を巡歴して明日川に臨みて還る。

とあるのを取り上げて、ここにいう長岡はいわゆる治田丘陵の別名であるといっている。しかし続日本紀の記述には地理的にもおかしいところがあり、それに一日の行程としては近きに過ぎるようである。かたがた続日本紀考証のいうように不明と見ることが無難であろう。もちろん別名であったとしても、いっこうに差支えはないのである。

さてこのわたしのいう治田丘陵であるが、これも北端を除いて大字岡の一部であることは注意すべきではなからうか。現に岡の村落は、昔はこの丘陵の酒船石のあるあたりの東の谷合にあったということである。いうまでもなく治田丘陵こそ大字岡の名を生んだ岡なのである。岡とだけいえばそれとわかる飛鳥の岡を代表する岡なのであろう。今は名を失った飛鳥岡がこの丘陵であることはほとんど疑いはないのである。

治田丘陵が飛鳥岡であったと考える時、その岡の傍に営まれたという岡本宮が狭い東側の谷合にあったと考えられないことはいうまでもない。当然開けた西側に求められるべきで、飛鳥寺の寺域を避けた南の方、岡本宮(実は後岡本宮)の南に浄御原宮が営まれているので、できるだけ北へ寄せることにすれば一軒屋のあたりから南

にかけてに営まれたということになる。この飛鳥岡の傍に営まれたという舒明天皇の岡本の宮はその後舒明八年（六三六）に火災にあつて焼けたのであるが、斉明二年（六五六）には同じ地に後岡本宮が営まれている。

それでは飛鳥寺の南方と見る時、何か不都合は生じないであろうか。まず考えるべきは前述斉明二年の土木事業のことである。宮の東の山と言えば、小原か東山の上方のあたりである。そこは多武峯の尾根伝いの地、まことに多武峯の山城に対する出城としても恰好の地であろう。かりに独立した山城と見ても、多武峯を背負った後顧の憂のない場所である。もとよりこの面からの支障はない。

次に石の運搬の経路であるが、困難なことは奥山付近説をとつても変りはないのであつて、多分香具山の南から西を流れる矢釣川が利用されたものと考える。八釣川が流れ込む寺川と、石上を流れる布留川とを適当なところで結んだものではなからうか。石上と飛鳥とでは直線距離にしても一二キロばかり、実際は恐らく二〇キロにも及んだであろう。三萬人と言えば平均二メートルに三人を投入したことになる。浚渫程度のところも多かつたであろうし、履中四年（四〇三）に作ったという石上溝なども利用せられたかも知れない。問題は飛鳥神社のあたりから丘陵地に入るのであるが、その数百メートルをどのようにして舟をのぼせたかということである。し

かしこれも堰などを作つたとすれば、一〇〇メートルに四・五メートルの勾配であるから、これまた不可能とは思われない。もちろん難事業にはちがいないが、それは石の運搬や石積に七萬人の人夫が動員せられていることでも明らかである。

わたしは斉明紀にいう「宮の東の山」というのは前にも触れたように、小原東山のあたりから上方であると思つてゐる。斉明紀にいう普通名詞としての「東の山」が今の地名の東山にもつながることが明らかになれば、それこそお詠え向きであるが、それでは少し話ができすぎているともいえようか。

## 七

さて岡本宮の見当がつけば、淨御原宮はその南方に求めればよいのである。したがつて今さかんに発掘が続けられているいわゆる飛鳥宮址がそれであるということになる。ただし必ずしも宮域全体が岡本宮の南にあつたと考える必要はさらさない。日本書紀の天武元年（六七二）の記事に

九月己丑の朔の丙申（八日）車駕還りて、伊勢の桑名に宿る。

：：：庚子（一二日）倭京に詣りて嶋宮に御す。癸卯（一五日）

嶋宮より岡本宮に移る。是の歳宮室を岡本宮の南に営む。即冬遷りて以ちて居り。是を飛鳥淨御原宮と謂ふ。冬十一月戊子朔

辛亥(二四)……

と見えている。これによると、九月に飛鳥に凱旋して十一月には竣功した浄御原宮に遷っている。たった二か月足らず、出来たのはおそらく天皇一家の宮室ぐらいではなからうか。したがって後にできた官庁の建物などは岡本宮の宮域と重なっても一向に差支えがないのである。

ところで浄御原の故地を右のように考えて何か不都合は生じないであろうか。まず考えねばならぬことは、そこが真神の原の地であるかどうかということであろう。真神の原で明らかなのは、今の飛鳥寺のあるあたりであるということだけである。したがって喜田説のように真神の原を飛鳥寺の北の方まで広げてみても、また反対に南へ広げてみても、そこに肯定する理由も否定する理由もない。もちろん南北両方を含めても一向にかまわないのである。ただわたしのように解すれば当然岡本宮も真神の原にあることになるのであるが、だからといってそれがいけないという理由などさらさない。我が田に水を引くつもりはないが、飛鳥寺北方の道から橋寺北方の道までの一区劃を真神の原と見るわたしの考えの方が、飛鳥寺北方の道をはさんで南北にまたがるとする喜田説より自然であると思ふのであるが、どうであろうか。いずれにしても矛盾するものではないことは確かである。

次に考えねばならぬことは喜田説批判の時にも触れた天武天皇のなくなった時、橋西で京域の男女が集って大声で泣いたというその橋のことである。喜田説では豊浦から飛鳥へ行く道路上の飛鳥川にかけられた橋(甘樫橋)としているのであるが、わたしの説では当然上流の橋寺北方を東西に通じる道路上の橋(高市橋)ということになる。

京域の老人男女が悉く集ったのであるから具体的な数字を示してはおらないが、相当数にのぼったことは否めない。その点からも豊浦の甘樫橋の西より橋の高市橋の西の方が現在の地形から見ればはるかにゆとりがある。いずれにしても日本書紀の記述と矛盾するものでない。

次に、これもさきに触れた浄御原宮の東の丘に登って大演説をぶつたというその丘のことである。わたしの説だと、この丘は橋寺北方を走る道路を東に突き当って飛鳥寺の方へ三〇〇メートルばかり行った東側、ちょうど治田神社から北へ流れる第一の丘陵の突端あたり(地図に×印をつけた場所)ということになる。今は道路の拡張や家屋建設のために随分削られているが、もとはもつと道に接近していたようである。そこであれば大声でどなれば宮じゅうに響き渡るほどの至近距離である。喜田説の飛鳥小学校付近がこの条件にあまり適当しないことはすでに述べた。

飛鳥から藤原に遷都があつた後、志貴皇子の作った歌に

采女の袖吹き返す飛鳥風都を遠みいたづらに吹く

(巻一、五一)

というのがある。喜田説にしたがつて浄御原宮を飛鳥小学校付近とすれば、藤原宮へは直線距離にして二キロあまり、京域だと接している。いくら歌の世界だからといっても「都を遠み」では落着かないものがある。それがわたしの説だと、さらに南方一キロの地点になる。少しは自然に近づくのではないだろうか。

浄御原宮は天武・持統の二代二二年にわたる宮殿であつた。永久都を目ざした藤原宮さえ一六年の寿命であつたことを思えば、そのいかに永かつたかが明らかであろう。それに天武・持統の両朝と言えば皇室の勢威のもつとも盛んな時代である。「大君は神にしませば」の歌が示すように天皇がはじめて神に昇格した時代でもあつた。

日本書紀によると、浄御原には大極殿、大安殿などの諸宮殿があり、また太政官、左右兵衛などの諸官庁のあつたことが知られるのであるが、いうまでもなく飛鳥の諸宮中もつとも整つたものであつたことは疑いがない。今飛鳥宮址の発掘が行われている。つぎつぎと新しい遺構が掘り出されているが、中にもわたしたちの眼をみはらせたものに井戸の遺構がある。あのようなすばらしい井戸こそ飛

鳥の諸宮のうちもつとも整つていたはずの浄御原宮のそれと見ることがふさわしいのではないだろうか。

## 八

ついでに板蓋宮のことに触れておく。本稿の目的はもっぱら浄御原宮の故地の解明にあつた。したがって一応の目的は達したのであるが、板蓋宮の伝承地を浄御原宮であろうといつたのであるから、その板蓋宮はどのあたりであつたかを明らかにしておく義務がある。もちろんはつきりしたことなどわからうはずもない。

日本書紀には中大兄と中臣鎌子らが蘇我父子を殺した時、法興寺を楯として蘇我一族の逆襲に備えたとある。当時蘇我氏は甘樞岡と畝傍山の東とに家を構えていた。そこは法興寺の西もしくは北となる。したがって板蓋宮は当然法興寺すなわち飛鳥寺の南甘樞岡とは反対の側南にあつたと見るべきであろう。それではわたしのいわゆる岡本宮や浄御原宮との関係はどうなるのであろうか。あまり広くない場所であるから、多分一部は重なつていたと考えてよい。今発掘中の飛鳥宮跡に重なるの見られるのも、そのあらわれではなからうか。

追記一 飛鳥寺（法興寺）は中ツ道の延長上の東側を占めている。

浄御原宮が喜田説にしたがって飛鳥小学校の付近にあったとしても、寺の北蔭にあったとは思われない。当然中ツ道の西側にあつたと考えるべきであろう。かくて前述飛鳥神社の前から奥山に通じる道の東側にある小丘と宮との間隔は少くとも二五〇メートルはあることになる。これでは天武四年「宮の東の丘」に登って妖言を放つたという記述と合わないのではないだろうか。

二 飛鳥宮跡発掘調査の報告を見ると、昭和四十一年には飛鳥寺から岡へ行く県道沿い（天理教会の向いあたり）を調査して、そこにも遺構を発見し、遺構が丘陵沿いに存在することを確認している。このあたりが浄御原宮の故地だとすれば丘と宮との距離は無にひとしく、天武四年の「東の山」での演説もそれこそ宮中にひびきわたつたと思われ真実性が倍加するように思われる。

三 天武天皇がなくなった時、皇后が作った挽歌に  
八隅しし 我が大君の 夕去れば 見<sup>め</sup>したまふらし 明けくれ  
ば 問ひたまふらし 神丘の 山のもみちを 今日もかも 問  
ひたまはまし 明日もかも 見<sup>め</sup>したまはまし その山を ふり  
さけ見<sup>め</sup>つつ 夕去れば あやに悲しみ 明け来れば うらさび  
暮らし 荒妙の 衣の袖は 乾る時もなし（巻二、一五九）

という作がある。この歌に見える神丘は雷丘のことだというのが通説のようである。はたしてそうだとするならば、飛鳥小学校付

近だとする喜田説の浄御原宮とは、わずか二〇〇メートルそこそこの至近距離にあることになる。「ふりさけ見<sup>め</sup>つつ」は、遠く見やりながらと訳すべきことばであるから、すこし実情にそぐわないように思われる。歌の世界だといってしまえばそれまでであるが、誇張が過ぎるのではなからうか。わたしの板蓋宮伝承地が浄御原宮の故地だという説にしたがへば、雷丘との距離は一一〇メートルばかり、きわめて自然なように思われる。

平城宮出土木簡所見の

文選李善注

東野治之

梁の太子蕭統の撰した文選と、唐初李善によって完成せられたその注釈が、上代人の間に広く行われ、上代人に文学表現の素材を提供したことは、小島憲之博士の審らかに論ぜられたところである。<sup>①</sup>

事実正倉院文書の中には、志斐連麻呂によって書写せられたと考えられる文選李善注の抜萃も存する。<sup>②</sup> 現在までのところ、李善注の断簡としてはこれが最も古く、奈良時代においては他に見出されていない。しかし私見によれば、平城宮出土木簡の墨書中に文選李善注の断簡と目すべきものがある。以下これについて略述したい。

問題の木簡は、『平城宮出土木簡』<sup>③</sup>に木簡番号六八八、六八九、六九六、七六四として収められるもので、同書解説の釈文によれば次のような解説が施されている。

688 □□□<sup>〔臣善カ〕</sup> □□□

689 □□□善□□

696 □□<sup>〔野臣カ〕</sup> 善□□<sup>〔言カ〕</sup> □□

764 □□<sup>〔臣カ〕</sup> 善言窠□□

これらはいずれもSK八二〇なる土壌より出土した断片であり、同書の編者が推定した如く、恐らくは一連の断片であろう。<sup>④</sup> しかもここに「臣善」乃至「臣善言」の文字が重複して現われることは、これらの文字の配列が偶然の結果生じたものでないことを推測させる。私はこの「臣善」を、文選注の撰者李善の自称と解する。

李善注の原型を最もよく存するといわれる胡刻本には、冒頭に置かれた李善の上表文以外に「臣善」なる自称は使用されぬようである。しかし胡刻本は、宋淳熙刊本の重刻であるとはいえ、李善注の旧をそのままに伝えるものではない。<sup>⑤</sup> 試みに李善原注の面影を残す敦煌発見唐高宗時代書写の文選李善注を検すると、注に繁簡の差があるのみならず、現行の李善注には「善曰」とある語が、「臣善曰」として注文の中にみえる。政事要略卷廿九年中行事十二月下、追儻の条に引く文選東京賦の李善注もまた同じである。次にその一部を胡刻本と対照して示す。<sup>⑥</sup>

(政事要略本)

文選東京賦云、卒歲大儺、駢除  
群厲儺逐疫也、論語曰、鄉人儺、疫鬼為厲、臣善曰、漢旧儀  
曰、昔顓頊氏之有三子、生而已去為疫鬼

(胡刻本)

卒歲大儺何殿除羣厲卒終、謂一  
逐疫鬼、善曰、漢旧儀曰、昔  
顓頊氏之有三子、已而為疫鬼

正倉院文書に残る李善注文選の旧鈔は、惜しむらくは抜き書きである。要略所引のこの断片は、敦煌本とならんで文選李善注の原型を伺うに足る一資料と考えられる。

注文にも「臣善」の称が用いられたとすれば、木簡に記された文字がたとえ文選注の断片であるにしても、その抛り所を定めることはむずかしい。ただ幸いなことに、木簡には「臣善」に続けて、「言」或いは「言窠」の文字を記すものがある。この文字によって木簡は、文選李善注の冒頭に置かれた李善の上文選注表の書き出しを習書していることが明らかとなる。胡刻本に従うと、上表文の書き出しは次のようになっている。

唐李崇賢上文選注表

文林郎守太子右内率府録事参军崇賢館直学士臣李善  
臣善言、竊以道光九野、縉景緯以照臨、徳載八埏、麗山川以錯峙(下略)

木簡七六四の积文に「窠」と読まれた文字は、正しくは「竊」の異

体字の一部が存したものと見るべきであろう。干禄字書入声の部に

「竊」の通字として「竊」がみえ、羅振玉の増訂碑別字卷五入声にも類似の文字を挙げる。同木簡には「竊」の下になおほぼ二字分の文字があるが、その二字は、残存の筆画からすると、或いは「以」であるかとも思われる。

ただ以上の考釈は、「竊」字の完存せざる以上、附会に終るおそれもなしとしない。けれども木簡七四五にみえる

□□□□□  
□□□□□  
□□□□□

の文字は、この危惧をうちけすに充分であろう。この文字は、同じ上表文の「臣善言、竊以」に接続する部分を習書したものである。「九」の上の字は、积文では読まれていないが明らかに「光」の筆画を読みとることができ、「道」一字をその上に補えば、上表文の書き出しにつながる。<sup>⑨</sup>

かくてここにとりあげた五つの断片は、李善の上文選注表冒頭を習書したものと断ずることができる。これら五つの断片と同じ遺構より発掘せられた木簡五五四には「文選□□□□□」<sup>〔卷第カ〕</sup>という文字がみ

え、土器の墨書にも「文選卷」と記すものがある。<sup>⑩</sup>又平城官跡より出土した他の木簡にも「文選五十六卷」なる墨書の存するものであり、李善注の卷数を示すかとされている。<sup>⑪</sup>それ故、文選の本文乃至その注自体が習書せられたとしても何ら不自然ではない。小島博士

によって指摘せられた如く、木簡中には周興嗣次韻千字文の一部を習書した実例も見出されるのである。<sup>⑫</sup>

上記の断片の出土した土壌は、遺物類の投入が短期間に行われ、その埋没時は天平十九年を隔てること遠からざる時期であるとい<sup>⑬</sup>う。従って李善上表文の習書は、裏文書の年紀からいつて天平十七年以前の書写と推定される正倉院文書中の李善注抜萃<sup>⑭</sup>と年代的には匹敵し、最古の文選李善注の実例を新たに加えることになる。この習書は、文字通りの断簡零墨で、もとより李善注の本文校訂にはほとんど資するところがない。しかしながら、上代における文選李善注の普及浸透を如実に示す点において、その存在は貴重であるといえよう。

## 注

- ① 例えば『上代日本文学と中国文学』(上)中下、『国風暗黒時代の文学』(山)序説及び第一篇第二章など。
- ② 正倉院文書続々修四四帙一〇巻。なお内藤乾吉「正倉院古文書の書道史的研究」(日本経済新聞社『正倉院の書蹟』所収)三六頁参照。
- ③ 奈良国立文化財研究所史料第五冊。
- ④ 「臣善」以下は筆蹟も同と判断される。なお、六八九の「善」の上の字は「臣」と読むことができ、六九六の「野」は「臣」以下とやや筆勢を異にする。又七六四の「臣」の上の字は筆画のほとんどを欠くが、二字の間には、「臣善」以下の文

字と異なり、幾分間隔が認められる。

- ⑤ 『仿宋胡刻文選』。四部備要集部にも収める。
- ⑥ 斯波六郎「文選諸本の研究」(『文選索引』(一)所収)。
- ⑦ 二種あり、一は卷二西京賦断簡(P.2528)、一は卷四五答客難及び解嘲断簡(P.2527)である。羅振玉『鳴沙石室古籀叢残』(羅雪堂先生全集三編八冊所収)、王重民『敦煌古籀叙録』参照。
- ⑧ 政事要略の引用は国史大系本による。因みに六臣注文選や文選集注所引の李善注にも「臣善」の語は見えない。正安本(猿投神社蔵)・九条家本・上野本等の無注本の附訓・書き入れについても同様である。
- ⑨ 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室長狩野久氏の御教示によれば、引用の五片を含むSK八二〇の削屑は塊状をなして出土しており、材質も同一と考えてよいことである。
- ⑩ 『平城宮出土木簡』(一)解説。
- ⑪ 『平城宮出土木簡概報』(四)一六頁。小島憲之『国風暗黒時代の文学』(山)序説参照。
- ⑫ 『平城宮出土木簡概報』(四)一九頁。小島憲之同右著書参照。
- ⑬ 『平城宮出土木簡』(一)解説。
- ⑭ 裏は天平十七年十二月の経師等調度充帳(『大日本古文書』(八)五七九頁)に使用されている。

## 追記

木簡七〇三も「言竊以道」の左半を留める。これによれば「竊」には穴冠りに「偶」を配する異体字が用いられた如くである。

(大阪市立大学大学院 国史学専攻)

四六・一・二〇成稿、四六・一・二六補訂



## 〔学会予告〕

今秋の萬葉学会（第二十四回）は、昨秋同様、大和橿原で開催する予定です。詳細は次号（第七十七号）を御参照下さい。研究発表（二十五分）を希望される方は、題目・要旨（三枚乃至五枚程度）・勤務先（または職業）を添え、学会本部あてお申し込み下さい。

## 投稿規定

- 一、投稿資格は會員に限る。
- 一、内容は萬葉に関連する各分野の研究論文。
- 一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）。
- 一、原稿は一切返却しない。採否決定は編集部に一任のこと。
- 一、論文掲載の際には本誌三部を贈呈する。抜刷の作製（實費執筆者負擔）はあらかじめ希望のある場合に限る。

## 萬葉學會會則

- 一、本會は萬葉學會と稱する。
- 一、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによつて會員となることができる。
- 一、會員の研究發表機關誌として季刊「萬葉」を發行する。
- 一、本會は隨時、萬葉に関する見學旅行、文獻の展觀、研究發表會、講習會、講演會、圖書の出版、その他を行なふ。
- 一、會員は、年額千圓の會費（誌代を含む）を年度初めに納入する。
- 一、本會の事務は  
大阪府吹田市千里山東三丁目  
關西大學文學部國文學研究室内  
（郵便番號五六四） において行なふ。

昭和四十六年六月十二日印刷  
昭和四十六年六月十五日發行

頒價二百五十円

大阪府吹田市千里山東三丁目  
關西大學文學部國文學研究室内  
（郵便番號五六四）

編輯兼  
發行者  
萬葉學會

振替大阪二九一四七

京都市南區東九條西岩本町

印刷者 大宝印刷株式会社

郵一九一一・三三七一

昭和四十六年六月十五日發行

萬葉

頒價 二百五十円